

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（網終端装置に係る接続メニューの変更等）について

（諮問第3128号）

<目次>

1	報告書	1
2	答申書（案）	30
3	申請概要	31
4	審査結果	54

参考

・	接続約款変更認可申請書（写）（東日本）	55
・	接続約款変更認可申請書（写）（西日本）	61
・	参照条文	67

令和2年6月4日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 川 濱 昇 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書

令和2年3月19日付け諮問第3128号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（網終端装置に係る接続メニューの変更等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

以上

別添

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見及びその考え方
－ 網終端装置に係る接続メニューの変更等 －

意見募集期間: 令和2年3月27日(金)～同年4月24日(金)(案件番号: 145209502)
再意見募集期間: 令和2年4月29日(水)～同年5月14日(木)(案件番号: 145209520)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 6件(法人等: 2件、個人: 4件)

再意見提出者 5件(法人等: 4件、個人: 1件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	株式会社シナプス
2	EditNet株式会社	東日本電信電話株式会社
3	個人A	西日本電信電話株式会社
4	個人B	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
5	個人C	個人A
6	個人D	

(■：NTT東日本・西日本からの意見 ●：NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲：個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <p>● C-20型及びC-50型については、接続約款の定めと異なる取扱いについて指摘され、期間を限定した経過措置として位置付けられた。</p> <p>附則の網終端装置を利用しないでも、少なくとも新規に申し込まなくても、十分円滑なインターネット接続が可能であるよう、NTT東日本は適切な対応を行う必要がある。(同旨2者)</p>	<p>再意見 1</p> <p>■ 地域ISP事業者はこれまでも地域事業者向けメニューを利用されており、C-20型等により網終端装置の増設を行うことは想定していなく、C-20型等の需要は減少するものと想定。</p> <p>「10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置は春頃に認可申請を行う」旨の説明を行って以降は、C-20型等の申込みはない状況。</p> <p>しかし、C-20型等についての需要が生じる可能性もあることから、1年間に期間を限定して延伸し、その後の更なる延伸は行わない考え。</p> <p>今後もインターネット接続全体の状況を踏まえ、当社と接続するISP事業者と継続して協議の上、その意見を参考にしながら、更なるセッション基準の見直しの必要性について随時検討していく。</p> <p>● 賛同意見。</p>	<p>考え方 1</p>	
<p>○ 附則第6項で規定されているC-20型およびC-50型については、接続約款の定めと異なる網改造料の取扱いが行われていたことが指摘されました。</p> <p>その際、附則の網終端装置を利用しないでも円滑なインターネット接続が可能であるようNTT東日本において適切な対応が行われることを前提とし</p>	<p>○ 当社としては、地域ISP事業者は、これまでも地域事業者向けメニューをご利用いただいていることから、今後もC-20型等により網終端装置の増設を行うことは想定しておりません。</p> <p>これまでC-20型等により網終端装置の増設を行ってきたのは、中規模以上のISP事業者ですが、</p>	<p>○ C-20型等のメニューはあくまでも補完的な機能として位置付けていると考えられ、同メニューの適用がない場合にも、本来メニューであるC型等により円滑なイ</p>	<p>無</p>

<p>て、ISP事業者が追加的、個別専有的に設備を増強させる必要がある場合の補完的な機能として、期間を限定した経過措置として接続約款に位置付けられたものです(令和元年(2019年)6月21日 情報通信行政・郵政行政審議会答申において示された「考え方17」)。</p> <p>当初の期限である2020年6月までに、経過措置が必要な状態は解消すべきです。附則の網終端装置を利用しないでも、少なくとも新規に申し込まなくても、十分円滑なインターネット接続が可能であるようNTT東日本は適切な対処を行う必要があります。</p> <p>外出抑制やテレワークの増加はインターネットトラフィックの増加に拍車をかけることが見込まれます。本則の網終端装置(B型、C型)の増設基準を少なくともC-20型と同じ基準まで引き下げることで(そしてトラフィックベースに移行し)、経過措置を延長することなく、円滑なインターネット接続が可能となるようにすべきと考えます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>本約款変更が認可された場合、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の増設が進展することで、C-20型等については需要が減少するものと想定しております。</p> <p>実際に、本年1月の事業者説明会において、1G超光アクセスサービスの提供にあたり、「10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置は春頃に認可申請を行う」旨の説明を行って以降は、C-20型等のお申込みはない状況です。しかしながら、ISP事業者においては10Gbit/sインタフェースに対応した対向装置の新規構築やバックボーン設備の増強に即応することが難しい場合もあることが想定されうることに加え、ここ1年間で見ればC-20型等の申込みがあり、当面の間はC-20型等にも件数は少ないであろうものの需要がないとは言い切れないこと、また、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大を踏まえ、更なるテレワークやオンライン授業の増加等、今後のご利用状況の変化を捉えると、C-20型等についての需要が生じる可能性もあることから、ISP事業者の利便性確保のため、念のため、1年間に期間を限定し受付期間の延伸を行うことが</p>	<p>インターネット接続を確保できることが前提であると考えます。</p> <p>○ この点、NTT東日本からは、本年1月の事業者説明会以降C-20型等の新たな申込みはない状況であること、1年間に限定して受付期間の延伸を行うことが示されたところです。</p> <p>○ NTT東日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適切に増設基準を見直すとともに、NGNにおけるインターネットトラフィック増加に対する適切な取組を継続的に行うことが適当であると考えます。</p>	
---	--	--	--

<p>○ NTT東日本の附則第6項に規定するC-20型およびC-50型の網終端装置については、以前の意見募集などの際に、接続約款の定めと異なる網改造料の取扱いが行われていたことが接続事業者などから指摘されました。</p> <p>その際、必ずしもC-20、C-50型の網終端装置を利用することなく、円滑なインターネット接続が可能であるようNTT東日本において適切な対処が行われることを前提として、ISP事業者が追加的、個別専有的に設備を増強、せる必要がある場合の補完的な機能として、期間を限定した経過措置として接続約款に位置付けられたものです(令和元年(2019年)6月21日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申において示された「考え方17」)。</p> <p>経過措置が必要な状態は、当初認められた2020年6月までに解消すべきであり、安易に延長が認められるべきではありません。附則の網終端装置を利用しないでも、少なくとも新規に申し込まなくても、円滑なインターネット接続を提供することが十分可能であるように、NTT東日本は適切な対処を行う必要があります。</p>	<p>適切と考えます。なお、その後の更なる延伸は行わない考えです。</p> <p>当社は、網終端装置の増設判断に用いる増設基準について、円滑なインターネット接続を実現する見地から定めており、インターネットトラフィックの増加への対応として、これまでも、増設基準セッション数の一律20%緩和や「接続事業者が自由に増設できる接続メニュー」及び「地域事業者向けメニュー」の提供等を進めてきたところであり、今後もPPP oE方式・IPoE方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者毎のトラフィックの状況や、ISP事業者からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、当社と接続するISP事業者と継続して協議の上、そのご意見を参考にしながら、増加するトラフィックに対応可能となるような更なるセッション基準の見直しの必要性について随時検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ EditNet殿の意見に賛同します。円滑なインターネット接続に必要な網終端装置の増設が柔軟に行われるような基準に見直されることを要望します。</p>	<p>○ また、総務省においては、これらについて注視するとともに、継続的にフォローアップを行うことが適切と考えます。</p>	
---	--	--	--

<p>現在の外出抑制やテレワークの増加はインターネットトラフィックの増加に拍車をかけることが見込まれます。本則の網終端装置(B型, C型)の増設基準を少なくともC-20型と同じ基準まで引き下げれば, 経過措置を延長する必要はありません。その後増設基準をトラフィックベースに移行させるなど, 円滑なインターネット接続を可能とするために, 十分な対応をすべきです。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>	<p>(株式会社シナプス)</p>		
<p>意見 2</p> <p>● NTT東西が総務省に報告した内容によると, E型網終端装置の増設基準が16, 000セッション。</p> <p>仮に1Gbps超のメニューを収容するためにE型を利用する場合, 1人当たりの帯域はC-20型と同程度になってしまうため, E型だけを使って円滑なインターネット接続ができないおそれがある。</p> <p>1Gbps超のメニューを利用するユーザの平均トラフィックは, 従来のメニューの利用者より多いことが見込まれるため, それを考慮して増設基準を設定すべき。(同旨2者)</p>	<p>再意見 2</p> <p>■ 網終端装置の増設基準については, 当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から定めており, 10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置は, 当面, 現行基準とする。</p> <p>今後も, 当社と接続するISP事業者と継続して協議の上, その意見を参考にしながら, 更なるセッション基準の見直しの必要性について随時検討していく。</p> <p>なお, 見直しの必要性の検討を行うため, 事業者毎の10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の利用状況等について把握を行い, 総務省に報告を行っていく。</p>	<p>考え方 2</p>	
<p>○ 約款には直接規定されていないものの, NTT東西が総務省に報告した内容では, E型網終端装置</p>	<p>○ 網終端装置の増設判断に用いる増設基準については, 網終端装置の費用を当社とISP事業者が</p>	<p>○ 網終端装置については, トラフィックの状況等を踏ま</p>	<p>無</p>

<p>の増設基準が16000セッションになっているようです。仮に1Gbps超のメニューを収容するためにE型を利用する場合、1人当たりの帯域はC-20型(最大1Gbpsのメニューを収容)と同程度になってしまうため、E型だけを使って円滑なインターネット接続ができないおそれが出てきます。1Gbps超のメニューを利用するユーザは平均トラフィックが従来のメニューの利用者より多いことが見込まれますので、それを考慮して、ユーザが困らない増設基準を設定すべきと考えます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>○ 認可申請内容には直接含まれないものの、NTT東西が総務省に報告した内容では、E型網終端装置の増設基準が16000セッションになっているようです。仮に1Gbps超のメニューを収容するためにE型を利用する場合、1人当たりの帯域はC-20型(最大1Gbpsのメニューを収容)と同程度になってしまうため、E型だけを使って円滑なインターネット接続ができないおそれが出てきます。1Gbps超のメニューを利用するユーザは平均トラフィックが従来のメニューの利用者より多いことが見込まれますので、それを</p>	<p>応分に負担し、その大宗を当社が負担しているため、当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から定めており、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置は、今後新たに導入されていくものであることから、当面は現行基準とする考えです。</p> <p>今後も、PPPoE方式・IPoE方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者毎のトラフィックの状況や、ISP事業者からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、当社と接続するISP事業者と継続して協議の上、そのご意見を参考にしながら、増加するトラフィックに対応可能となるような更なるセッション基準の見直しの必要性について随時検討していく考えです。</p> <p>なお、見直しの必要性の検討を行うために、事業者毎の10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の利用状況等について把握を行い、現在、実施している「令和元年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請) 2 網終端装置の利用等についての状況把握・検証のための報告(総基料第132号 令和元年9月25日)」に含めて、総務省に報告を行っていく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>え、円滑なインターネット接続を実現する見地から増設基準が定められていることが求められます。</p> <p>○ E型(網終端装置に10Gbit/sまでの符号伝送を可能とするインタフェース相当の機能を付与するメニュー)における増設基準は、現行のC型(網終端装置に1Gbit/sまでの符号伝送を可能とするインタフェース相当の機能を付与するメニュー)と比較して、増設基準1セッションあたりで利用できる通信帯域が、NTT東日本の場合には約4倍、NTT西日本の場合には、約2.5倍となっているところです。</p> <p>○ 他方で、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置は、1Gbit/sインタフェー</p>
--	---	---

<p>考慮して、ユーザが困らない増設基準を設定して いただきたいと思います。 (EditNet株式会社)</p>		<p>スを用いたFTTHアクセスサービス(以下「1G光アクセスサービス」という。)のみならず、10Gbit/sインタフェースを用いたFTTHアクセスサービス(以下「10G光アクセスサービス」という。)にも利用されることから、現行の1G光アクセスサービスでの利用と比べ、セッションあたりのトラヒックの増加が見込まれ、利用状況等によっては、現行の増設基準が円滑なインターネット接続を実現する見地から適切ではない状況となることも想定されます。</p> <p>○ こうしたことを踏まえ、NTT東日本・西日本においては、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、増設基準につい</p>	
--	--	--	--

		<p>て、円滑なインターネット接続を実現する観点から、当該網終端装置の10G光アクセスサービスでの利用状況や、網終端装置における1G光アクセスサービス及び10G光アクセスサービスの利用セッション数、利用帯域の増加の状況並びに今後の見通し等も確認しつつ、各社の利用する網終端装置が増設基準に到達することを待たず、継続的に見直しを検討することが適当であると考えます。併せて、基準の設定方法について、現在のセッションベースからトラフィックベースの基準への変更についても同様に継続的に検討することが適当であると考えます。</p>	
--	--	--	--

		○ 総務省においては、NTT東日本・西日本からの報告内容も踏まえながら、これらについて注視するとともに、フォローアップを行うことが適当であると考えます。	
<p>意見3</p> <p>● NTT東西が総務省に報告した内容によると、地域事業者向けメニューについて、1事業者3台までは300セッションを増設基準とされている。</p> <p>しかし、地域事業者でも3台を超える構成になることは容易に予想されることから、ユーザへのサービス提供に不自由のない台数を提供すべき。</p> <p>なお、トラヒックが伸び続ける中、どの事業者であっても、ユーザへのサービス提供に困らない台数の網終端装置を提供できるよう規定すべき。(同旨2者)</p>	<p>再意見3</p> <p>■ 現行の地域事業者向けメニューについては、地域事業者のニーズに応じて提供しているものであり、本メニューの上限(30台)については、当社においてメニュー設定時から3年程度先のユーザ数やトラヒック増加を見込んで設定した。</p> <p>当該メニューにおいても現行メニューと同等の帯域までの増設が可能となる台数を上限として設定したが、今後大きな環境変化等があった場合は、ISP事業者と相談しながら見直しを検討する。</p> <p>● 賛同意見。</p>	<p>考え方3</p>	
○ NTT東西が総務省に報告した内容では、地域事業者向けメニューについて、1事業者3台までは300セッションを増設基準とするとされています。しかしながら、地域事業者でも近隣県でのサービス提供を行っているなど、3台を超える構成になることは容	○ 現行の地域事業者向けメニューについては、ICTの普及を促進し地域活性化を期待されている地域事業者のニーズにお応えすべく提供しているものであり、本メニューの上限(30台)については、当社においてメニュー設定時から3年程度先のユーザ	○ NTT東日本・西日本においては、地域事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、大	無

<p>易に予想されることから、実際に利用する地域事業者の意見を聴き、ユーザへのサービス提供に不自由のない台数を提供するよう要望します。</p> <p>なお、トラフィックが伸び続ける中、網終端装置の増強が必要なのは地域事業者に限らないことから、大手事業者を含めたどの事業者であっても、ユーザへのサービス提供に困らない台数の網終端装置を提供できるよう規定するべきと考えます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>○ 認可申請において直接記載されてはませんが、NTT東西が総務省に報告した内容では、地域事業者向けメニューについて、1事業者3台までは300セッションを増設基準とするとされています。ただ、地域事業者でも近隣県でのサービス提供を行っているところもあり、また、設計しただけでは単県での提供でも、3台を超える構成になることが十分予想されます。地域事業者の意見を十分聴き、必要な台数を確保できるような規定にされるよう要望します。</p> <p>なお、トラフィックが増加し、ネットワークが混雑する問題は、地域事業者に限ったものではありません。</p>	<p>数やトラフィック増加を見込み設定したものです。今回、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の提供開始に合わせ、当該メニューにおいても現行メニューと同等の帯域までの増設が可能となる台数を上限として設定しましたが、今後大きな環境変化等があった場合は、ISP事業者と相談しながら見直しを検討する考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 日本インターネットプロバイダー協会殿の意見に賛同します。地域個別のトラフィック実情を反映し、円滑なサービス提供に十分な台数の網終端装置が適時増設できるよう、柔軟な基準を要望します。</p> <p>(株式会社シナプス)</p> <p>○ EditNet殿の意見に賛同します。地域個別のトラフィック実情を反映し、円滑なサービス提供に十分な台数の網終端装置が適時増設できるよう、柔軟な基準を要望します。</p> <p>(株式会社シナプス)</p>	<p>きな環境変化があった場合に限らず、適時適切に地域事業者向けメニューの増設基準を見直すことが適当であると考えます。</p> <p>○ また、総務省においては、これらについて注視するとともに、NTT東日本・西日本から状況報告を求め、フォローアップを行うことが適当であると考えます。</p>	
--	--	---	--

<p>すべての利用者の利益のために、事業者の規模を問わず、円滑なインターネット接続のために必要な網終端装置を付けていただくよう要望します。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>			
<p>意見 4</p> <p>● これまでのNTT東西の説明では、PPPoE方式の実現に必要な装置の開発は2019年2月に着手されたとのことだったが、総務省資料では2019年12月とされている。</p> <p>PPPoE方式でのサービス提供には網終端装置が必要であり、その開発期間が必要なことは当然であるとともに、10Gbpsの網終端装置は既存メニューの混雑対策のためにも意見書などで要望がされ、研究会などでも取り上げられてきた。</p> <p>PPPoEもIPoEと同等に開発リソースの配分を受けられていたか疑問であることから、研究会などでも検証すべき。</p>	<p>再意見 4</p> <p>■ 「フレッツ 光クロス」については、2019年2月よりPPPoE・IPoE両方式同時に新収容局ルータの開発から着手し、早期に対応可能であるIPoE方式から地域を限定して提供開始した。</p> <p>PPPoE方式は、IPoE方式と比べて提供まで一定の期間を要するが、可能な限り早期の提供に向け、市販の10Gbit/s対応ルータを用いることにより、2020年10月より段階的に提供開始予定。また、今回認可申請の網終端装置は、認可申請後の2020年3月16日から申込受付を開始し、可能な限り早期に提供できるよう努めている。</p> <p>なお、両方式の提供時期に極力差異が生じないように開発工程を検討し、一方の方式が先行する場合であっても、可能な限り公正競争環境に影響が生じないように適切に対応する。</p> <p>● 賛同意見。</p>	<p>考え方 4</p>	
<p>○ これまでのNTT東西の説明では、PPPoE方式の実現に必要な装置の開発には、2019年2月に着手されたとのことでした。ところが、今回の認可申請手続に関する総務省の添付資料では、NTT東西が10</p>	<p>○ 「フレッツ 光クロス」については、2019年2月よりPPPoE・IPoE両方式同時に新収容局ルータの開発から着手し、既に他事業者が最大10Gbit/sのFTTHサービスの提供をしている市場環境を踏まえ、早</p>	<p>○ PPPoE方式とIPoE方式の両方式に係る接続機能等については、公正な競争環境の確保の観点から、合理</p>	<p>無</p>

<p>G網終端装置の開発に着手したのが2019年12月とされています。PPPoE方式でのサービス提供には網終端装置が必要であり、その開発期間が必要なことは当然です。また、10Gbpsの網終端装置は既存メニューの混雑対策のためにも意見書などで要望がされ、研究会などでも取り上げられてきたものであり、10Gbpsのメニューやそのための装置の開発スケジュールと関係なく、早期に実施することが可能であり、その意味もあつたはずです。PPPoEもIPoEと同等に開発リソースの配分を受けられていたか疑問です。この点について、研究会などでも検証していただくことを要望します。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>	<p>期に対応可能であるIPoE方式のものから、地域を限定して提供開始したところでは、</p> <p>PPPoE方式は各装置の開発・動作検証に加え、装置間の連携動作を検証する工程があるため、IPoE方式に比べて提供まで一定の期間を要しますが、当社は可能な限り早期のご提供に向け、当社の宅内ルータの提供開始を待たず、お客様に市販の10Gbit/s対応ルータをご利用頂くことで、2020年10月より段階的に提供を開始する予定です。また、今回認可申請を実施した網終端装置は、認可申請後の2020年3月16日から申込受付を開始しており、可能な限り早期に提供を行うよう努めているところです。</p> <p>なお、今後のサービス提供に当たって、両方式の提供時期に極力差異が生じないように開発工程を検討し、合理的な理由により一方の方式の提供が先行する場合であっても、他の方式において、一部でも先行してサービス提供可能なものがないか検討し、可能な限り公正競争環境に影響が生じないように適切に対応する考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ EditNet殿の意見に賛同します。10Gbpsの網終端装置は、以前より複数の事業者が要望してしまし</p>	<p>的な理由がある場合を除いて極力同じタイミングによる提供を行うことが重要と考えます。</p> <p>○ 10Gbit/sインタフェースに対応する新たな網終端装置については、当初、令和3年4月の提供開始予定としていたところ、令和2年10月から段階的に提供開始予定と前倒しを行ったことについては評価します。</p> <p>○ 他方、新収容ルータ、宅内ルータ等と同じ平成31年2月から開発着手を行っていただければ、IPoE方式と同時期から、PPPoE方式でも市販の宅内ルータを利用することで、10Gbit/sインタフェースを用いたFTTHアクセスサービス(以下「10G光アクセスサービス」という。)の提供</p>	
---	--	---	--

	<p>た。PPPoEとIPoEの開発リソース配分の適切さに疑問が残ります。 (株式会社シナプス)</p>	<p>を開始できた可能性もあったと考えられます。</p> <p>○ このため、10G光アクセスサービスの提供が円滑に実施されているか取組状況を注視する観点及び今後も第一種指定電気通信設備を利用したサービスの提供時期に両方式における差異が可能な限り生じないようにする観点から、総務省からNTT東日本・西日本に対して要請(令和2年3月26日付け総基料第83号「令和2年度の接続料の改定等に関して高ずべき措置について(要請)」)がなされているものと承知しています。</p> <p>○ 総務省においては、当該要請に基づくNTT東日本・西日本からの報告を踏まえ、10G光アクセスサービス</p>	
--	--	--	--

		の提供状況等について検証することが適当と考えます。	
意見5 ▲ 第一種電気通信事業者、光コラボ業者（含む接続業者）、ISP業者、および、宅内ルータ製造または販売業者のサービス案内留意事項および宅内ルータ説明書には、必ず、次の記述をする；「10GBase-Tに使用するケーブルはCat. 6A（単線導体）<より線導体は禁止>、コネクタはRJ45（ストレート）」	再意見5 ▲ 総務省において、サービス案内留意事項及び宅内ルータ説明書における記載事項に関する通達を行うべき。	考え方5	
○ 総務省が、第一種電気通信事業者、光コラボ業者（含む接続業者）、ISP業者、および、宅内ルータ製造または販売業者に次の徹底をお願い致します（10GBase-Tではより線導体LANケーブルの耐湿度経年劣化の問題が検証されていないからです）。 サービス案内留意事項および宅内ルータ説明書には、必ず、下記を記述する； 「10GBase-Tに使用するケーブルはCat.6A（単線導体）<より線導体は禁止>、コネクタはRJ45（ストレート）」 （事務局注：添付資料は大部のため省略）	○ 該当箇所として：別添1、別添2ファイルに記述の「宅内ルータを提供しない形態、市販ルータなど、責任範囲が多岐にわたる宅内ルータ提供」をメール文に明記したのに、該当項目がー（ハイフン）つまり該当項目「無し」に対しての意見になっていました。該当項目なしの他の意見と一緒にして、総務省が対応しない懸念から再意見します。 意見の主旨は、サービス業者が宅内ルータを提供しない形態など、責任範囲が多岐にわたる場合、エンドユーザが量販店に出回っているCat6A（より線導体品）パッチコードを買ってしまい、無知無能なエンドユーザが不適合被害に遭っても、サー	○ いただいた御意見は、今後の情報通信政策の参考とすることが適当と考えます。	無

<p>(個人A)</p> <p>○ USAのメーカーBELDENのカatalogを参照下さい。Cat 6A, Cat6+のCat.6A本体ケーブルはもちろん、パッチコード、ジャンパーコードにも、より線導体製品は存在しません。産業用LANケーブルでもCat 6Aはより線導体は製品に存在しません。日本のメーカーはより線導体に執着し、技術が停滞してしまっています。必ず、<より線導体は禁止>の文言は入れさせて下さい。</p> <p>つまり、サービス案内留意事項および宅内ルータ説明書には、必ず、下記を記述する；</p> <p>「10GBase-Tに使用するケーブルはCat.6A(単線導体)<より線導体は禁止>、コネクタはRJ45(ストレート)」</p> <p>(事務局注:添付資料は大部のため省略)</p> <p>(個人A)</p> <p>○ 3月27日の「意見」を補助する資料を添え付けます。</p> <p>1. より線導体のロスではなく、特性インピーダンスの増加、特に短い(例10m)より線導体パッチコ</p>	<p>ビス業者側には責任がない状態になることを指摘するためです。</p> <p>総務省が下記の通達を出すことが解決策です。</p> <p>サービス案内留意事項および宅内ルータ説明書には、必ず、下記を記述する；</p> <p>「10GBase-Tに使用するケーブルはCat.6A(単線導体)<より線導体は禁止>、コネクタはRJ45(ストレート)</p> <p>(事務局注:添付資料は大部のため省略)</p> <p>(個人A)</p>		
--	---	--	--

<p>ードが全区間長に使用されると、不整合反射のハンブ振幅は、短尺なほど大きく、問題が大きいことを示すデータを追加しました。(添え付けワードファイルの3. (3)項を参照下さい。)</p> <p>2. NTT東光クロスサイトのダウンサイトに、「IP通信網サービスのインターフェース」第3分冊、第39版2020年3月16日制定(フレッツ光クロスの追加)がありました。pdfファイルを添え付けます。問題点は下記です。</p> <p>(1)2. 2. 2項 適用ケーブルに。10GBase-Tの場合は、Cat6A以上の4対非シールドより対線(UTP)ケーブルを使用、とあります。JEITAのJIX X 5150規格文書が問題なのですが、JIS規格の文書にある「より対線」という用語を使用しています。JIS X 5150規格文書がより線導体LANケーブルの制限を不記載で明確化されていない上に、日本のメーカーはパッチコードに充実導体を製品化していないという現実を考えた場合、対より線(または対撚線)が正しい用語なのに、「より対線」という紛らわしい用語が、この第3分冊 フレッツ光クロス2. 2. 2項適用ケーブルでさらに、10GBase-Tにより線導体を使用可能の誤解混乱が</p>			
---	--	--	--

<p>拡散されます。(より線導体の数年の吸湿(シールド対より線は吸湿速度が遅いだけで吸湿飽和レベルは同じ)の問題が理解されていない状態での、39版の文書編集と思います。)</p> <p>3. 重ねて、同じ意見を言います。NTTが責任範囲外を含む混乱を収めることはできません、総務省の明確な指導で、10GBase-Tの本格化前に<より線導体禁止>を徹底お願い致します。下記の文言で、エンドユーザのインターフェースで止めれば、より線導体使用の商流は止められます。</p> <p>意見:</p> <p>総務省が、第一種電気通信事業者、光コラボ業者(含む接続業者)、ISP業者、および、宅内ルータ製造または販売業者に次の徹底をお願い致します(10GBase-Tではより線導体LANケーブルの耐湿度経年劣化の問題が検証されていないからです)。</p> <p>サービス案内留意事項および宅内ルータ説明書には、必ず、下記を記述する;</p> <p>「10GBase-Tに使用するケーブルはCat.6A(単線導体)<より線導体は禁止>、コネクタはRJ45(ストレート)</p>			
--	--	--	--

<p>(事務局注:添付資料は大部のため省略) (個人A)</p>			
<p>意見 6</p> <p>▲ 本変更案について賛同。違法なキャッシュバックと勧誘事業者へのインセンティブにより、捏造情報で顧客を騙して加入させる詐欺が横行しているため、該当する事業者名等を公表すべき。</p> <p>▲ 国内通信量の増加で回線が輻輳する懸念が出てきている。通信各社において通信網整備を疎かにしている現在の状態を、政令や新たに法律で強制してでも改善させるべき。</p> <p>▲ NTT東西の光回線終端装置以外にも、マイクロソフト社のプロダクトキーの非正規販売(不正競争防止法違反)の個人によるゲリラ販売が横行している。各通信会社の態度が改まるまで、広告出稿や提携を止める等のIT企業間での制裁も必要。</p>		<p>考え方 6</p>	
<p>○ フレッツ光クロス(ISP接続方式がPPPoE方式であるものの提供時期について契約約款の一部改正に賛同致します。</p> <p>つきましてはIPoE方式サービス提供開始となる4月とPPPoE方式提供開始となる10月までにNTT東西及びフレッツ光プロバイダにお願いがあります。</p> <p>現在通信サービスの違法なキャッシュバックと勧誘事業者へのインセンティブが原因で捏造情報で</p>		<p>○ いただいた御意見は、今後の情報通信政策の参考とすることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>顧客を騙して加入させる詐欺が横行しています。</p> <p>一例をあげますと「一気に10倍！最大10Gbpsのフレッツ光クロスのデメリットと注意点！」の様な目を引くタイトルを使い内容の解説で「極端に速度が上がらない」「さらに料金が高くなる」「提供エリアが狭い」といった内容でユーザーを勘違いさせる様な解説を行いページ下部で「GMGとくとくBB」(GOMインターネット社)「ドコモ光」「au光」「SoftBank光」(いずれもプロバイダはGOMとくとくBB)のステルスマーケティング行う低知能の馬鹿が作ったような低品質スパムサイトが乱立しています。</p> <p>おそらくこの低知能の馬鹿にステルスマーケティングを委託したのはプロバイダであるGMOインターネット社なのでしょうが、このような詐欺広告で顧客を募る行為がインターネット黎明期から横行しているのは流石にまずいです。</p> <p>ADSLの最盛期や地デジ移行期にネットの必要ない高齢者世帯に無理にインターネットを契約させ使わないのに料金を搾り取る詐欺の様な行為から10年近くが経過しますがそのような犯罪を行った首謀者である各プロバイダと通信サービス提供事業者を摘発してこなかった事が現在の詐欺行為の蔓</p>			
--	--	--	--

<p>延状態を作り出しています。</p> <p>通信行政として詐欺行為を行う者とそれで間接的に利益を得る者を徹底的に叩きつぶし破滅させる制裁が必要です。</p> <p>この行為はかんぽ生命保険の不適切販売と同等の悪質な行為であり、内部調査を行い該当するステルスマーケティングがおこなれている全プロバイダ名と勧誘代理店の名前、経営者氏名公表と不当な勧誘が行われた件数をかんぽ生命保険の不適切販売と同じように公表すべきである。</p> <p>(個人B)</p> <p>○ 案の定国内通信量の増加で回線が輻輳する懸念が出てきました。</p> <p>国内通信事業者とISPの構造的な問題である収容ルータのある最寄りのNTT電話局からユーザー宅までの回線は過剰とも言えるオーバースペックな高速回線であるが、収容ルータから中継ルータ局、中継ルータ局の接続点から各ISPまでの回線やISP内部での通信網が十分でない為輻輳し速度低下が主にトラフィックが集中する夜間に発生していました。</p>			
--	--	--	--

<p>しかし、リモートワークの増加と自宅内での余暇消費に動画サイト閲覧で日中にGB単位の個人ユーザーのトラフィックが発生する事でインフラの負荷が増加しこのような事態を招いた。</p> <p>震災・昨年の台風時等の天災時に急激なトラフィックの増加でインフラの輻輳が明らかになっても通信会社は場当たりの対処だけで根本的な通信網の絶対量が不足している事を放置している。</p> <p>通信インフラは今後起きうる大規模災害時の生命線となるモノでありこのような不足が懸念される事はあってはならない。</p> <p>将来高確率で起きる東南海地震等の大規模災害に備える意味でも通信網の増強・二重化を強く推奨すべきである。</p> <p>通信各社においては事業者間での競争も重要であるが、あまりに顧客争奪に躍起になるあまり通信網整備を疎かにしている現在の状態を政令や新たに法律で強制してでも改善させるべきである。</p> <p>国内通信量、4割増加 外出自粛でデータ通信に停滞懸念(2020/4/4 2:01日本経済新聞)</p> <p>https://www.nikkei.com/article/DGXMZO57673980U0A400C2MM8000/</p>			
--	--	--	--

<p>(個人B)</p> <p>○ 各通信会社とも色々要求をしてくるが、その要求をする前に各企業のコンプライアンス違反を解消してから言ってほしい。</p> <p>例として事実上盗品・違法品売買マーケットと化しているヤフオク・メルカリ・Amazonマーケットプレイスに捜査のメスを入れる。</p> <p>何度か指摘したNTT東西の光回線終端装置以外に、マイクロソフト社のプロダクトキーの非正規販売(不正競争防止法違反)が警察等の取り締まり時間外である夜間・土日祝日を限定としたゲリラ販売が横行している。</p> <p>オークションでのマイクロソフトofficeの違法販売が酷く、本来はボリュームライセンスで企業に販売されたプロダクトキーを一般個人に転売し、インターネットVPNを悪用し、企業所有PCにインストールしたと見せかける方法がヤフオク・メルカリの個人販売で横行しています。</p> <p>他企業に著しい迷惑行為を放置しているにもかかわらず、何等かの強制措置が何もされてない事自体おかしい事である。</p>			
---	--	--	--

<p>また、楽天も楽天Roomという個人売買プラットフォームで悪質な情報商材売買が横行している。</p> <p>10年以上前から、大量のスパムサイトで利用者の多いサイトに見せかけ、アフィリエイト報酬を詐取る詐欺行為を推奨する違法行為のノウハウを「情報商材」として販売する手法が若年層を中心に広まり、大学生が「ノマドワーカー」「せどり」といったマルチ商法で多額の借金を背負う被害が増加しています。</p> <p>楽天RoomとAmazonマーケットプレイスがこの詐欺師を放置し被害を拡大させている悪質サービスであり、即刻事業停止命令が必要なレベルである。</p> <p>被害者数・被害額ともかつて横行し詐欺として淘汰された「ペニーオークション」と同等かそれ以上である。</p> <p>各通信会社も「類似する商売は絶対にしない」「楽天・ソフトバンク・Amazon」の態度が改まるまで広告出稿や提携を止める等のIT企業間での制裁も必要ではないか？</p> <p>(個人B)</p>			
<p>意見7 ▲ サイバーセキュリティ対策が重要と考える。</p>		<p>考え方7</p>	

<p>○ 「サイバーセキュリティー対策」が重要な構造と、私し個人は思います。例えばですが、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS(サイバーフィジカルシステム)」の導入により、「ゼネコン(土木及び建築)、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。具体的には、「電波規格(エレクトロロカルウェーブスペック)」及び「通信規格(トランスミッションスペック)」での「回線(サーキット)」の事例があります。(ア)「通信衛星回線(サテライトシステム)」における「トランスポンダー(中継器)」から成る「ファンクションオード(チャンネルコード及びソースコード)」のポート通信での「DFS(ダイナミックフレカンシーセレクション)」の構造。(イ)「電話回線(テレコミュニケーション)」における基地局制御サーバーから成る「SIP サーバー(セッションイニテーションプロトコル)」の構造。(ウ)「インターネット回線(ブロードバンド)」におけるISPサーバーから成る「DNSサーバー(ドメインネームシステム)」の構造。(エ)「テレビ回線(ブロードキャスト)」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。具体的には、「方式(システムスペック)」での「回線(サーキ</p>		<p>○ いただいた御意見は、今後の情報通信政策の参考とすることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>
---	--	---	----------

<p>ット)」の事例が有ります。(ア)「3G(第3世代)」における「GPS(グローバルポジショニングシステム)」から成る「3GPP方式(GSM方式及びW-CDMA方式)」の構造。(イ)「4G(第4世代)」における「LTE方式(ロングタームエボリューション)」から成る「Wi-Fi(ワイアレスローカルエリアネットワーキング)」の構造。(ウ)「5G(第5世代)」での「NR(New Radio)」における「MCA方式(マルチチャンネルアクセス)」から成る「DFS(ダイナミックフレカンシーセクション)」の構造。具体的には、「情報技術(IT)」及び「人工知能(AI)」での「回線(サーキット)」の事例が有ります。(ア)クラウドコンピューティングでは、「ビッグデータ(BD)」から成る「データベース(DB)」の導入により、ITネットワークの構造。例えばですが、ファイアウォールにおける強化では、ルーターとスイッチを挟み込む様に導入する事で、「クラウド側(プロバイダー側)←ルーター⇄ファイアウォール⇄スイッチ→エッジ側(ユーザー側)」を融合する事で、ハードウェアの強化の構造。(イ)エッジコンピューティングでは、Web上における「URL(ユニフォームリソースロケーター)」での「HTML(ハイパーテキストマークアップラングエッジ)」から成る「A</p>			
--	--	--	--

<p>PI(アプリケーションプログラミングインタフェース)に導入により、「HTTP 通信(ハイパーテキストトランスファープロトコル)」における暗号化によるソフトウェアでの「HTTPS(HTTP over SSL/TLS)」の融合により、AIネットワークの構造。具体的には、「サイバー空間(情報空間)」及び「フィジカル空間(物理空間)」での「回線(サーキット)」の事例があります。(ア)「サイバー空間(情報空間)」では、「SDN/NFV」における「仮想化サーバー(メールサーバー、Web サーバー、FTP サーバー、ファイルサーバー)」から成る「リレーポイント(中継点)」での「VPN(バーチャルプライベートネットワーク)」が主流な構造。(イ)「フィジカル空間(物理空間)」では、「AP(アクセスポイント)」が主流な構造。</p> <p>要約すると、「ボット(機械における自動的に実行する状態)」による「DoS攻撃」及び「DDoS攻撃」でのマルウェアにおける「C&Cサーバー(コマンド及びコントロール)」では、「LG-WAN(ローカルゲブメントワイドエリアネットワーク)」を導入した「EC(電子商取引)」の場合では、クラウドコンピューティング及びエッジコンピューティングにおける「NTP(ネットワークタイムプロトコル)」の場合では、「検知(デ</p>			
--	--	--	--

<p>イテクション)⇒分析(アナライズ)⇒対処(リアクションメソッド)」での「サイバーセキュリティー対策」が重要と、私は考えます。</p> <p>(個人C)</p>			
<p>意見 8</p> <p>▲ 光回線はNTT東西の独占寡占状態であり高額な月額料金となっているため、総務省からNTT東西に対して指導を行い、誰しものが次世代インターネットの恩恵を気軽に享受できるようにすべき。</p>		<p>考え方 8</p>	
<p>○ 光回線はほぼほぼNTT東西の独占寡占状態であり、さらに今後安価であったADSLサービスを廃止し、高速でも高価な光回線サービスを押し売りするなどもつてのほか。別にそこまで高速な固定ネット回線など求めていないし、実効スループットは8Mbpsくらい出ればなにも困ることはない。要するにADSLで十分であった。</p> <p>そこをNTTが一方向的にサービス停止を突きつけて、さらに光回線の値下げを行うでもなく、今までのADSLユーザーから半強制的に高額な回線月額料を取るのはいはや詐取に近いと言える。</p> <p>総務省は携帯電話でNTTを始め大手キャリアに何度も指導してはいるが、固定ネット回線について</p>		<p>○ いただいた御意見は、今後の情報通信政策の参考とすることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>のNTT東西への指導が甘すぎる。全くもって不行き届きだ。だからなんの指導もないし、美味しいドル箱だからNTTはこのままでいいやなどと増長しているのだ。</p> <p>庶民から高額な月額料金をむしり取ろうとする(今まさにしている)そんなNTT東西への指導をきっちり国民が分かるように行っていただきたい。</p> <p>光回線が100Mbpsで月額2,000～いっても2,500円程度で利用できるようにしっかりと指導や、その他この問題についての社会への告知を行っていただきたい。</p> <p>国民が貧富の区別無く、誰もが次世代インターネットの恩恵を気軽に享受できるように総務省の介入が1日も早く、そして強く望まれている。</p> <p>(個人D)</p>			
---	--	--	--

情 郵 審 第 * 号
令 和 2 年 6 月 * 日

総 務 大 臣
高 市 早 苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

印

答 申 書 (案)

令和2年3月19日付け諮問第3128号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（網終端装置に係る接続メニューの変更等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の
変更の認可申請に関する説明
（網終端装置に係る接続メニューの変更等）**

令和2年6月

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。) 代表取締役社長 井上 福造

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。) 代表取締役社長 小林 充佳

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

2. 申請年月日

令和2年3月9日(月)

3. 実施予定期日

認可後、NTT東日本・西日本の準備が整い次第、実施

4. 申請内容

① 10Gbit/sインタフェースの新たな網終端装置の提供

- ・ NTT東日本・西日本は、令和2年4月から最大概ね10Gbit/sのFTTHアクセスサービス(以下「10G光アクセスサービス」という。)の提供を開始しているところ、PPPoE方式においても同サービスに対応するため、10Gbit/sインタフェースに対応した新たな網終端装置に係る接続約款変更の認可申請が行われたもの。
- ・ 当該網終端装置は、既存の最大概ね1Gbit/sのFTTHアクセスサービス等におけるPPPoE接続に用いることも可能。

② C-20型等に係る附則の規定の延長

- ・ NTT東日本に対する行政指導「第一種指定電気通信設備との接続の業務の適正化について(指導)」(平成30年12月18日総基料第270号)により接続約款の定めと乖離していると判断されたC-20型及びC-50型(以下「C-20型等」という。)について、令和3年6月末まで附則の経過措置を延長するもの。

10Gbit/sインタフェースの新たな網終端装置の提供について

C-20型等に係る附則の規定の延長について

審議経過

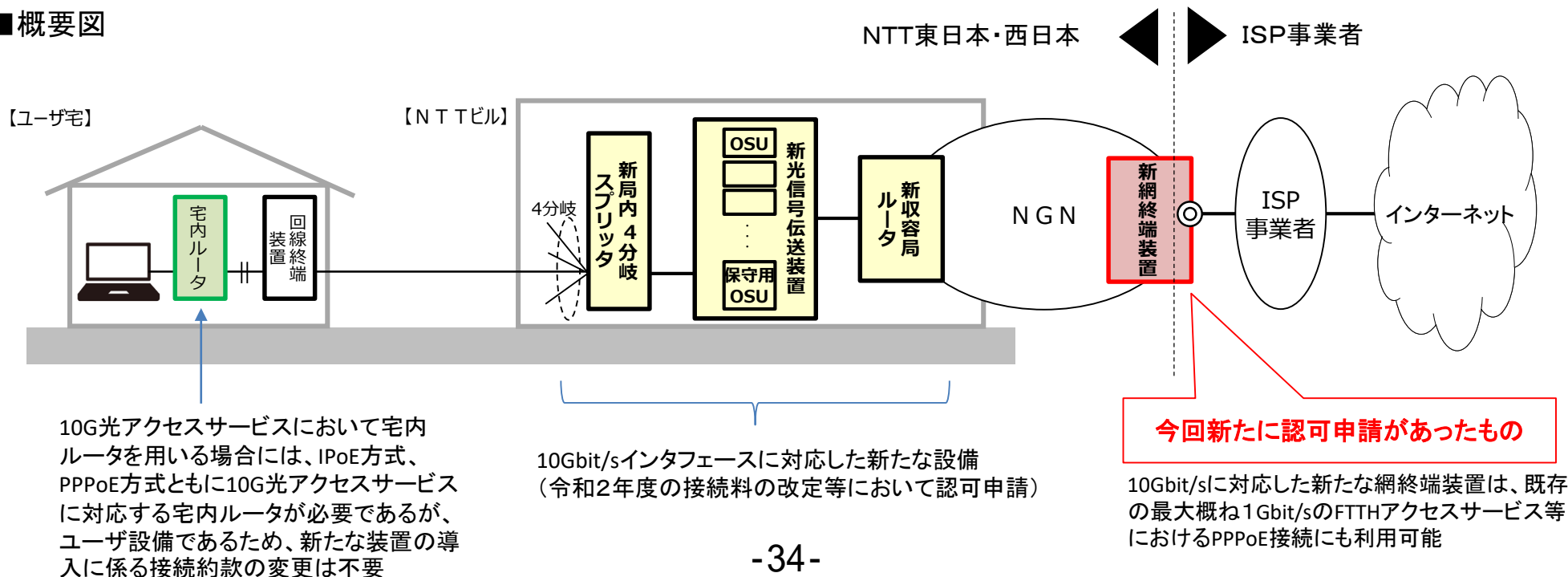
参考資料

- **NTT東日本・西日本は、令和2年4月から10G光アクセスサービス*1の提供を開始**しており、当該サービスの提供に用いられる10Gbit/sインタフェースに対応した新収容局ルータ・新光信号伝送装置・新局内4分岐スプリッタに係る接続料については、令和2年1月14日にすでに認可申請済み。
- **同サービスの提供開始当初は、IPoE方式のみに対応する予定**であるが、開発工程の違いなどの理由により**提供が遅れていたPPPoE方式においても早期に対応するため、今般、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置*2に係る接続約款変更の認可申請**が行われたもの。
- NTT東日本・西日本の**10G光アクセスサービスの提供エリア**は、当初、**東京23区の一部、名古屋市及び大阪市**とされており、**PPPoE方式に対応した同サービスの提供エリアも同区域**となる。
- 10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置は、**既存の最大概ね1Gbit/sのFTTHアクセスサービス等におけるPPPoE接続に用いることも可能**であり、この場合は**全国での利用が可能**。

※1 現行のNTT東日本・西日本のFTTHアクセスサービスは、最大概ね1Gbit/s。

※2 現行の網終端装置のインタフェース帯域は、最大1Gbit/s。

■ 概要図



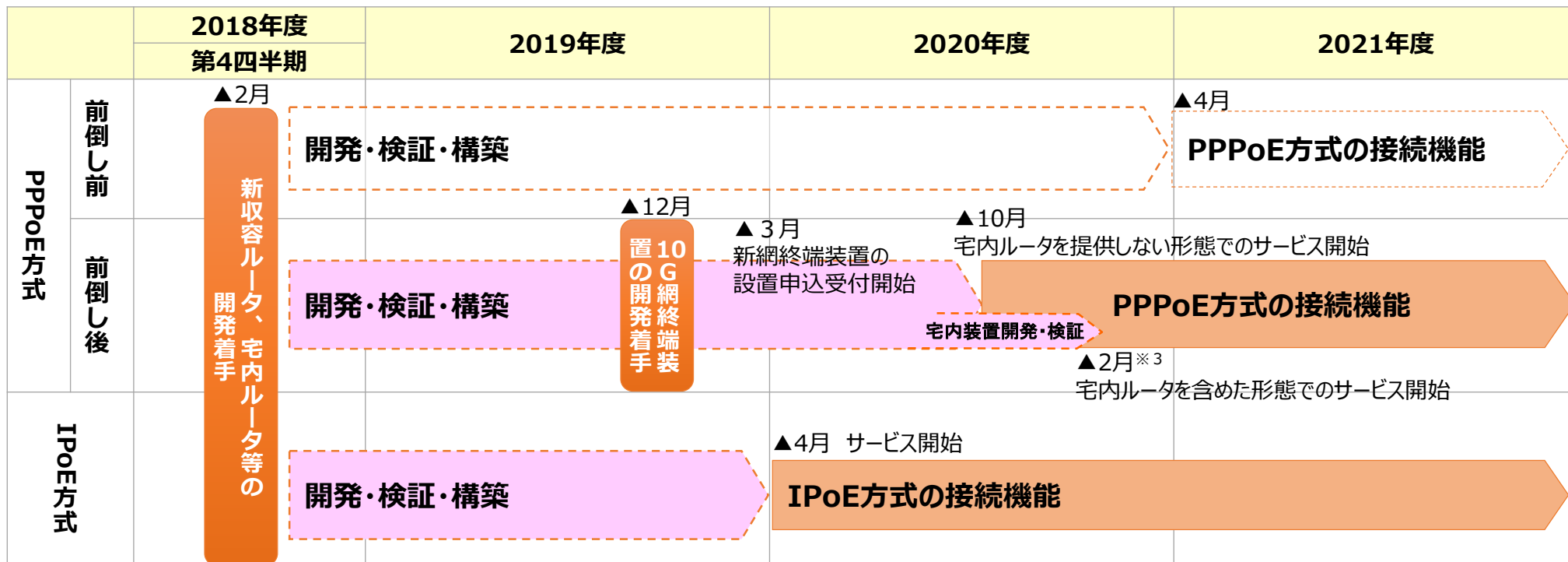
10G光アクセスサービスに係るISP接続機能の提供スケジュールについて

- NTT東日本・西日本は、10Gbit/sインタフェースに対応する新たな網終端装置について、令和元年12月に開発に着手しており、令和2年10月より段階的に提供を開始する予定(当初、令和3年4月の提供開始を予定していたものを前倒したもの)。
- 具体的には、令和2年10月より宅内ルータを提供しない形態での10G光アクセスサービスの提供を開始^{※1}し、令和3年2月よりNTT東日本・西日本の提供する宅内ルータも含めた形態での同サービス提供を開始^{※2}する予定。

※1 エンドユーザが宅内ルータを利用する場合、市販の宅内ルータを利用して、同サービスを利用。

※2 エンドユーザが宅内ルータを利用する場合、市販の宅内ルータ又はNTT東日本・西日本宅内ルータを利用して、同サービスを利用。

10G光アクセスサービスに係るISP接続機能の提供スケジュール



※3 NTT東日本・西日本提供の宅内ルータは、PPPoE IPv4/v6ともに対応予定

本件申請に際して、NTT東日本・西日本から以下のとおり説明があった。

■ 10G光アクセスサービスのPPPoE方式提供がIPoE方式の提供と比べて遅れた理由

- ・ 網終端装置が10Gbit/sに対応するインタフェースを備えていなかったため、開発が必要であったこと。
- ・ 基本的なルーティングの機能について検証ができれば対応できるIPoE方式と異なり、PPPoE方式はトンネル技術によるセッション制御の機能の開発が必要であり、セッション制御に際して、宅内ルータ・10Gbit/sインタフェースの網終端装置等に必要となる開発や連携動作も含めた検証に関する工程が多いこと。
- ・ 着手時期において、10Gbit/sに対応するPPPoE方式対応の宅内ルータの市正品はなかったことから、1からの開発となり、また、IPv6によるPPPoE接続の対応も行うことから開発期間が長期化したこと。

■ 10G光アクセスサービスのPPPoE方式提供の前倒しに向けた取組

電気通信事業部会や接続事業者からの意見を踏まえ、提供前倒しに向け取り組む。当初はIPoE方式が令和2年4月に提供開始、PPPoE方式については令和3年4月と1年遅れての提供開始となると説明していたところ、以下の取組により、令和2年10月以降に段階的な提供を実施予定。

- ・ サービスオーダー投入や保守等のシステム開発完了前に、暫定手運用の実施
- ・ 開発リソースの集中による、開発工程や検証試験の短縮
- ・ NTT東日本・西日本が宅内ルータの開発に着手した後、通信機器ベンダより宅内ルータが市販されたことを踏まえ、宅内ルータをNTT東日本・西日本が提供しない形態のサービス提供を実施

○ 令和2年度の接続料改定等に係る接続約款変更の際し、10G光アクセスサービスに関して次の意見が寄せられた。

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見
<p>意見5(要約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 10G光アクセスサービスについて、PPPoE方式はIPoE方式と同じ時期に提供開始されるべき。(4者) ● PPPoE方式には接続事業者数の制限がないことから競争が働き多くの事業者が参入しているのに対し、IPoE方式では接続事業者数に制限があり新規参入が進んでいない状況を考えると、IPoE方式のみ、より高速なメニューの提供が可能になることには、競争上大きな問題がある。 ● 新たな収容局ルータが導入されるに当たって、IPoEの参入可能事業者数の制限の撤廃など、公正競争上の問題がきちんと改善されているかについて、総務省においても確認すべき。 	<p>再意見5(要約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 10G光アクセスサービスについては、市場環境を踏まえ、早期対応可能なIPoE方式から地域を限定して提供開始するもの。PPPoE方式については、早期対応に関する意見も踏まえ、当初計画していた対応時期の見直しを現在検討中。また、対応する網終端装置については、認可された場合に可能な限り早期に利用できるようにする。 新収容局ルータについては、10Gbit/sインタフェースでの利用のためのみに提供するものであり、既存の収容局ルータを更改するものではないため、直接接続事業者の上限の拡大が困難である状況は現時点で変わりはない。 ● 賛同意見(6者) ● 対応可能なものから順次準備を進めていくことが、ユーザの利便性を高めていく観点から重要。インターネットのトラフィック量は増加傾向にあり、IPoE方式による提供開始日や展開計画を遅らせることについては反対。(4者) ● IPoE接続事業者は8事業者、ISP事業者は66事業者存在し、ISP事業者は複数のVNEから選択できる環境にあることから、「IPoE方式では接続事業者数に制限があり新規参入が進んでいない状況」にあるという主張は、論拠に乏しいと考える。
<p>意見6(要約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 10G光アクセスサービスについて、PPPoE方式の提供を待たずにIPoE方式の早期提供開始を優先すべき。 ● 10G光アクセスサービスを早期に提供することに賛同。(10者) 	<p>再意見6(要約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 10G光アクセスサービスについては、需要・競争状況も見ながら今後のエリア拡大の検討を進めていく。 ● 早期提供することに賛同。(5者) ● 10G光アクセスサービスが提供されること自体は反対するものではないが、PPPoE方式での新メニューの提供時期がIPoE方式よりも大きく遅れる場合、公正競争上の問題が生じる懸念があり、公平性を担保して提供されるべき。(3者) ● PPPoE方式での提供時期がIPoE方式に劣後することは、公正競争上の大きな問題を引き起こすことから、PPPoE方式での提供時期がIPoE方式よりも遅くならない。(2者) ▲ 真の「10GBase-T」通信を利用者が享受できるためには、ユーザ側設備整備を含めた展開をサービス業者側が実施する必要がある。
<p>意見7(要約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 10G光アクセスサービスに対応するために必要な機器について、総務省や研究会等でNTT東西の開発の進め方が適切であったか確認すべき。 ● ホームゲートウェイの開発・提供状況に関わらず、10Gbpsの網終端装置を一刻も早く利用可能とすることが必要。 ● 10Gbit/sの網終端装置については、ISP費用負担は既存の網終端装置と同様(インタフェース負担)とすること、増設基準はトラフィックベースであること、地域活性化枠の制度を継続することを要望。 	<p>再意見7(要約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 10G光アクセスサービスについて、PPPoE方式は追加の検証工程があるため、提供まで一定の期間を要するが、当初計画していた対応時期の見直しを現在検討中。対応する網終端装置については、2020年3月初旬に認可申請する方向で検討を進めており、ISP事業者の要望を踏まえ、インタフェース相当を付与する機能メニュー、自由に増設できる接続メニュー、地域事業者向けメニューの提供について当該申請が認可された場合に可能な限り早期にご利用いただけるよう、受付を開始する考え。 ● 賛同意見(3者) ● IPoE方式同様、PPPoE方式の10G光アクセスサービスにおいても、HGWは遅れての対応でも提供を優先してほしい。

○ 寄せられた意見に対して、接続委員会(第52回)において、次の考え方が示されたところである。

考え方

考え方5・6

- 電気通信分野における技術革新の成果が積極的に取り入れられ、高度化・多様化する利用者のニーズにきめ細かく対応し、多種多様なサービスが提供されることは重要であり、今般認可申請のあった10Gbit/sインタフェースを用いたFTTHアクセスサービス(以下「10G光アクセスサービス」という。)が早期に開始されることについては、基本的には、歓迎されるものです。
- 一方で、意見にもあるとおり、第一種指定電気通信設備への接続について、接続方式によって提供時期に差異が生じる場合には、それにより事業者間の公正競争環境に影響を与えるおそれがあり、合理的な理由なく、提供時期に差異が生じることがないようすべしであると考えます。
- この点、10G光アクセスサービスのIPoE方式及びPPPoE方式の両方式の提供に向けたNTT東日本・西日本の準備状況については、両社からの再意見にもあるとおり、両方式同時に平成31年2月に「新収容局ルータの開発から着手したものの、網終端装置において1Gbit/sを超えるインタフェースを備える必要があることや、トンネル技術を用いたセッション制御を行う接続方式であることから、宅内ルータや、10Gbit/sインタフェースの網終端装置等、各装置の開発・動作検証に加え、装置間の連携動作を検証する工程があるため、提供まで一定の期間を要」として、両方式間で提供時期に差異が生じたと説明されています。
- また、NTT東日本・西日本から、電気通信事業部会やパブリックコメント等での接続事業者からの意見を踏まえ、令和2年3月9日付で10Gbit/sインタフェースの網終端装置等に係る接続約款の変更の認可申請が行われ、これに併せ、10G光アクセスサービスに係るPPPoE方式での提供を、運用の変更や開発期間の短縮を行うことで前倒し、以下のとおり段階的に提供していく旨の説明が総務省に対して行われたとのことです。

【NTT東西からの説明】

- (1) 令和2年10月(NTT東日本においては東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い令和2年11月)から、宅内ルータを提供しない形態で10G光アクセスサービスの提供を開始(エンドユーザが宅内ルータを利用する場合、市販の宅内ルータを利用して当社サービスを利用)
 - (2) 令和3年2月から宅内ルータも含めた形態で10G光アクセスサービスの提供を開始(当社宅内ルータも利用可能)
- これらのNTT東日本・西日本における対応状況から、両方式の提供時期に差異が生じたことについて、技術的な理由の存在やそれを改善するための取組が行われたこと

を踏まえると、現時点では、合理的な理由なく、提供時期に差異が生じているとまでは認められないと考えます。

- 他方、PPPoE方式の詳細な開発工程を総務省により確認したところ、10Gbit/sインタフェースの網終端装置については、平成31年2月の新収容局ルータ等に遅れて、令和元年12月に開発に着手されたことが明らかとなったところであり、両方式の公正競争に与える影響をより重視し、網終端装置も平成31年2月から開発を行っていれば、IPoE方式と同時期から、PPPoE方式でも市販の宅内ルータを利用することで、10G光アクセスサービスの提供を開始できた可能性もあったと考えられます。
- これらを踏まえ、10G光アクセスサービスの提供が円滑に実施されているか取組状況を注視する観点及び今後も第一種指定電気通信設備を利用したサービスの提供時期に両方式における差異が可能な限り生じないようにする観点から、総務省からNTT東日本・西日本に以下の点を要請することが適当であると考えます。(要請)
 - ・ 10G光アクセスサービスについて、接続申込み、サービス提供等に係る状況について、毎月末の状況を速やかに総務省に報告すること。その際、網終端装置や宅内ルータ等の個別の設備の準備や提供の状況等についても併せて報告すること。
 - ・ 今後のサービス提供に当たって、両方式の提供時期に極力差異が生じないように開発工程を検討し、合理的な理由により一方の方式の提供が先行する場合であっても、他の方式において、一部でも先行してサービス提供可能なものがないか検討し、可能な限り公正競争環境に影響が生じないよう適切に対応すること。
 - ・ NTT東日本・西日本がサービス提供を開始するのと可能な限り同時期に、両方式について、ISP事業者等の接続事業者もサービス提供を行えるよう、準備を進めるとともに、サービス内容、提供スケジュール等の情報について、接続事業者に公平かつ迅速に提供すること。
- さらに、新収容局ルータについて、NTT東日本・西日本の再意見によれば、現時点では既存の収容局ルータを更改するものではないとのことであるが、NTT東日本・西日本においては、接続可能な事業者数の制限を緩和し、直接接続が円滑に行われるようにするための方法について継続的に検討を行うことが適当である。また、次期ネットワークを含め、ネットワークの構成に大きな変更が生じる場合には、変更前に十分な期間を確保して接続事業者等に丁寧な説明を行うとともに、接続事業者の意見を適切に反映し、直接接続が円滑に行われるようにネットワークを構築することが必要であると考えます。

考え方7

- 10Gbit/sインタフェースに対応するために必要な機器についての開発の進め方の確認については、「考え方5」を参照ください。
- 10Gbit/sの網終端装置の早期の提供及びISP事業者から要望のあるインタフェース相当を付与する機能メニュー、地域事業者向けメニューについて、NTT東日本・西日

本の再意見においても表明されているように、令和2年3月9日付で、10Gbit/sの網終端装置に係る約款変更の認可申請が行われたものと承知しており、総務省においては当該申請内容について、接続事業者の意見も踏まえつつ、速やかに審査を行うことが適当と考えます。

10Gbit/sインタフェースの網終端装置の提供条件について①

- NTT東日本・西日本は、10Gbit/sインタフェースに対応する新たな網終端装置のメニューとして、ISP事業者の**負担がインタフェース相当(増設基準あり)のメニュー(以下「E型」という。)**、及び**全額負担(増設基準なし)のメニュー(以下「F型」という。)**を令和2年10月より提供予定。
- NTT東日本・西日本が、E型において別に定める**増設基準セッション数は、16,000セッション**とすることを予定しているところ、E型の**装置台数の合計が3台目までの場合は、「地域事業者向けメニュー」として、同増設基準セッション数を300セッション**とすることを予定。
- ISP事業者の**費用負担は、**委員限り**となる見込み。**

【NTT東日本】

網改造機能名	増設基準ありメニュー					増設基準なしメニュー	
	(53) ア欄			附則 (令和元年6月25日東相制第18-00108号) 第5項		(53) ウ欄	
メニュー名	B型	C型	E型	C-50型	C-20型	D型	F型
提供開始時期	2012年12月	2013年12月	2020年10月以降	2013年12月		2018年4月	2020年10月以降
インタフェース帯域	1Gbit/s			10Gbit/s		1Gbit/s	
増設基準セッション数	(53) ア欄(ア)の場合※1			-		-	
	(53) ア欄(イ)の場合			4,000	1,600	-	-
網改造料概算額 (/月・台)						委員限り	

※1：E型の装置台数の合計が3台目まで、それ以外の網終端装置の台数の合計が30台目までの網終端装置の設置に係る申込の場合それぞれ300セッション。

※2：2020年度に網終端装置（ISP事業者様設備と網終端装置を直接接続する場合）を設置した場合の概算額。

10Gbit/sインタフェースの網終端装置の提供条件について②

【NTT西日本】

網改造機能名		増設基準ありメニュー				増設基準なしメニュー		
		(51) ア欄				(51) ウ欄		
メニュー名		フレッツ用	Ⅲ型/B型	C型	E型	D型	F型	
提供開始時期		2000年7月	2010年2月/ 2011年3月	2014年6月	2020年10月 以降	2018年4月	2020年10月 以降	
インタフェース帯域		100Mbit/s	1Gbit/s		10Gbit/s	1Gbit/s	10Gbit/s	
増設基準セッション数	(51) ア欄(ア)の場合※2	300				300	-	-
	(51) ア欄(イ)の場合	2,032※1	1,784	4,000	16,000	-	-	
網改造料概算額 (/月・台)							委員限り	

※ 1 : フレッツ・ISDNのみを収容する場合。

※ 2 : E型の装置台数の合計が3台目まで、それ以外の網終端装置の台数の合計が30台目までの網終端装置の設置に係る申込の場合それぞれ300セッション。

※ 3 : 2020年度に網終端装置（ISP事業者様設備と網終端装置を直接接続する場合）を設置した場合の概算額。

10Gbit/sインタフェースの新たな網終端装置の提供について

C-20型等に係る附則の規定の延長について

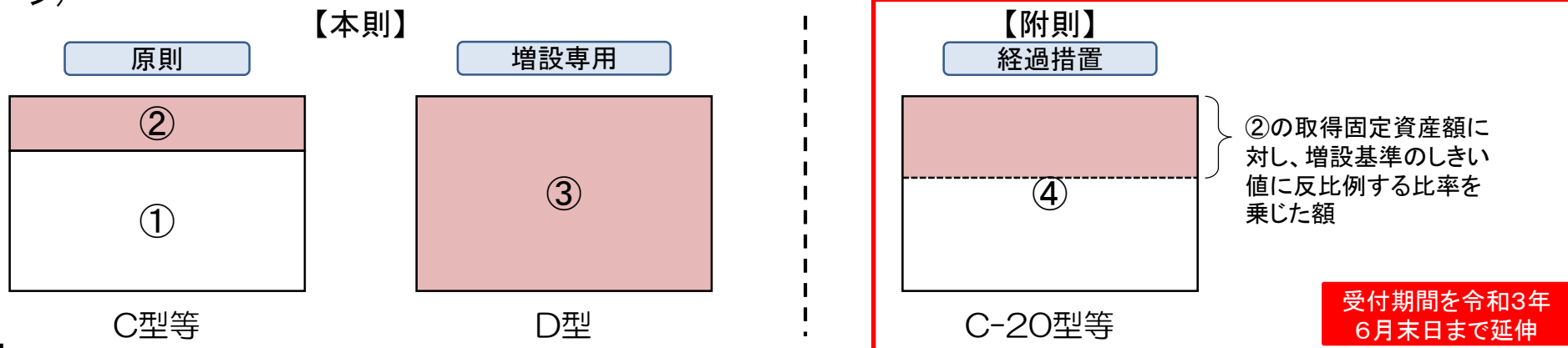
審議経過

参考資料

- NTT東日本に対する行政指導「第一種指定電気通信設備との接続の業務の適正化について(指導)」(平成30年12月18日総基料第270号)により**接続約款の定めと乖離していると判断されたC-20型等について、令和元年度の接続料の改定等の際に、受付期間を令和2年6月末日までとする経過措置を規定。**
- NTT東日本からは、10Gbit/sインタフェースの網終端装置の提供に伴い、C-20型等の網終端装置の需要は低下すると想定されるものの、**ISP事業者においては10Gbit/sインタフェースに対応した対向装置の新規構築やバックボーン設備の増強に即応すること困難である場合などが想定され、当面の間はC-20型等にも一定の需要があるものと想定されるとの説明**があった。
- **現行の規定においてC-20型等の接続申込み及び接続用の設備の設置の申込みの受付は令和2年6月末日までとなっているところ、上記想定を考慮の上で1年間の受付期間の延伸**を行うもの。

(イメージ)

■: 接続事業者 (ISP) 負担部分



【本則】

- ① 網終端装置のうちインタフェース相当以外の部分の負担を行うための機能(増設基準を設けるもの) (網使用料)
- ② 網終端装置のうちインタフェース相当の部分の負担を行うための機能(増設基準を設けるもの) (網改造料)
- ③ 網終端装置全体の負担を行うための機能(増設基準を設けないもの。接続事業者の要望による増設のためのものに限る。) (網改造料)

【附則】

- ④ 網終端装置全体の負担を行うための機能(増設基準を設けるもの) (NTT東日本と他事業者が負担を按分。増設基準のしきい値に反比例する形で接続事業者の負担額が上昇。) (網改造料)

附 則 (令和元年6月25日東相制第18-00108号) (令和2年3月9日東相制第19-00118号において変更申請)

1~5 (略)

(IP通信網との接続に係る機能の経過措置)

6 本機能は料金表第1表接続料金第2網改造料1-1(網改造料の対象となる機能)第53 欄ア(イ)欄の補完的な機能と位置付け、令和3年6月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとします。

○ NTT東日本のC-20型等に関する増設基準セッション数その他の提供条件については、次の表のとおりとなっており、**前回認可時と同様の条件**となっている。

【NTT東日本】

網改造機能名		増設基準ありメニュー					増設基準なしメニュー	
		(53) ア欄			附則 (令和元年6月25日東相制第18-00108号) 第5項		(53) ウ欄	
メニュー名		B型	C型	E型	C-50型	C-20型	D型	F型
提供開始時期		2012年12月	2013年12月	2020年10月以降	2013年12月		2018年4月	2020年10月以降
インタフェース帯域		1Gbit/s		10Gbit/s	1Gbit/s		1Gbit/s	10Gbit/s
増設基準セッション数	(53) ア欄(ア)の場合※1	300		300	-		-	-
	(53) ア欄(イ)の場合	2,235	6,300	16,000	4,000	1,600	-	-
網改造料概算額 (/月・台)		委員限り						

※1 : E型の装置台数の合計が3台目まで、それ以外の網終端装置の台数の合計が30台目までの網終端装置の設置に係る申込の場合それぞれ300セッション。

※2 : 2020年度に網終端装置 (ISP事業者様設備と網終端装置を直接接続する場合) を設置した場合の概算額。

○ 令和2年2月末時点の設置台数及び設置申込受領済の台数の合計に占めるC-20型等の割合は、行政指導を行った平成30年12月末と比較して、低下している。

<接続事業者の網終端装置※1の利用・申込状況>

()内数値は、最新の数値と平成30年12月末時点の数値との差分

接続事業者区分 (事業者数)		平成30年12月末				最新の数値(令和2年2月末の設置台数及び設置申込受領済の台数)					
		合計	B/C型	C-20型等+D型	C-20型等	D型	合計	B/C型	C-20型等+D型	C-20型等	D型
		委員限り									
地域事業者※2	台数										
	事業者数										
中堅事業者※2	台数										
	事業者数										
大手事業者※2	台数										
	事業者数										
合計	台数										
	事業者数	37	33	21	19	9	38 (+1)	38 (+5)	15 (▲6)	13 (▲6)	9 (0)
合計台数に占める割合		-	27.2%	72.8%	70.4%	2.4%	- (-)	27.7% (+0.5%)	72.4% (▲0.4%)	69.2% (▲1.2%)	3.1% (+0.7%)

※1 最大概ね1Gbit/sのFTTHアクセスサービスを収容可能、かつ新規申込受付している網終端装置メニューのみ。

※2 全国提供かつIPoEを主力としている事業者を「大手事業者」、全国提供かつPPPoEを主力としている事業者を「中堅事業者」、特定エリアでのサービス提供をしている事業者を「地域事業者」と分類。

- C-20型等を含む網終端装置メニューに関し、増設基準が接続条件に該当するにもかかわらず、接続約款における根拠がない状態で設定されていた場合があったことを踏まえ、平成30年12月に、NTT東日本・西日本に対して、適正化のための措置を講ずるよう求めた。
- これに対し、NTT東日本・西日本から、指導を厳粛に受け止め、今後は第一種指定電気通信設備との接続の業務の運営が適正かつ合理的であるよう、対応を徹底するとともに、C-20型等を含む網終端装置メニューに係る規定の整備に向け、速やかに接続約款の変更を認可申請する旨の報告があった。

第一種指定電気通信設備との接続の業務の適正化について(指導)(平成30年12月18日総基料第270号)の概要

■ 第一種指定電気通信設備である「次世代ネットワーク」中の網終端装置に関し、NTT東日本がインターネットサービスプロバイダ(ISP)等の他の電気通信事業者に請求している接続料について、ISP等から寄せられた指摘を契機として、総務省において調査した結果、同一の網終端装置について、接続約款によらずに増設基準の違いに応じて異なる接続料額を請求している実態が確認された。また、同調査の過程において、NTT東日本及びNTT西日本の両社ともに、増設基準が接続条件に該当するにもかかわらず、接続約款における根拠がない状態で設定されていた場合があったことが確認された。

これらの運用実態は、接続約款の定めと乖離するものであるため、総務省は、NTT東日本及びNTT西日本において、第一種指定電気通信設備との接続の業務に関し不当な運営が行われたものと判断し、両社に対して、適正化のための措置を講ずるよう求めた。

(1) 接続料請求の停止等の応急措置(NTT東日本のみ)

本指導後に認可接続約款等の定めと乖離する額の接続料請求を行わないよう、少なくとも(2)の対応が完了するまでの間、関係する他事業者の業務の円滑な実施にも配慮しつつ、本件インタフェース付与機能に係る関係の接続料の請求を停止するなどの応急措置を講ずること。

(2) 他事業者に対する説明等(NTT東日本のみ)

関係する他事業者に対し、速やかに、書面又はそれに代わる電磁的記録を交付又は提供して、本指導の内容に関する説明を行うとともに、他事業者の業務の適正な実施に支障を生じさせないようにしつつ、網終端装置に係る接続料に関する貴社の業務運営を是正するための具体的な対応方法案について説明を行うこと。

※ あわせて、本件インタフェース付与機能に係るこれまでの取扱いについては、法第35条第3項の規定による総務大臣の裁定の手続を利用することが可能である旨を説明すること。

(3) 再発防止の徹底

認可接続約款等の不適切な解釈運用及び法第33条第2項の規定に対する違反に至った原因を究明するとともに再発防止策を講ずること。

NTT東日本・西日本からの対応状況の報告の概要

■ 今回、このような指導を受けたことについて、当社として、厳粛に受け止め、今後は第一種指定電気通信設備との接続の業務の運営が適正かつ合理的であるよう、対応を徹底する考えです。

○指導事項(1) 接続料請求の停止等の応急措置(NTT東日本のみ)について

- ・ 早急な是正に向けて他事業者に対する説明を実施するとともに、本網終端装置メニューの新規申込み受付を停止。
- ・ 約款等の定めと乖離する額の接続料請求を行わないよう、請求を停止する予定である旨などを接続事業に説明。
- ・ 一方、接続事業者からは、請求停止により将来遡及適用される事態となった場合、自社の経理処理が煩雑になるため、継続請求してもらいたい旨の要望があったことから、行政指導文書受理後の平成31年(2019年)1月以降も請求を継続している。

○指導事項(2) 他事業者に対する説明(NTT東日本のみ)について

- ・ メール送付・電話による一報に加え、本網終端装置メニューの利用実績のある全接続事業者と対面協議を実施し、業務運営の具体的な是正方法として、本網終端装置メニューを継続利用いただけるよう、当該網終端装置メニューに係る規定の整備に向け、速やかに接続約款を認可申請する旨を説明。
- ・ これに対し接続事業者からは、本網終端装置メニューが利用できなくなった場合、円滑な事業運営に大きな支障が生じるため、引き続き、当該網終端装置メニューが利用できるよう、速やかに接続約款認可申請を行ってほしいといった意見を頂いた(詳細は次頁参照)ところ。

○指導事項(3) 再発防止の徹底について

【認可接続約款等の不適切な解釈運用に至った原因及び再発防止策について】

- ・原因
料金額が増加した場合に網終端装置の増設を許容することについて接続事業者と合意していたことに加え、接続事業者からの要望に応えるべく、早期に本網終端装置メニューを提示することを重視していたことが原因。

- ・再発防止策
新たな網改造機能の追加だけでなく、既存の網改造機能において新たな網終端装置メニューを追加する場合には、その内容を接続約款に規定する必要があるかどうかを慎重に検討することで再発防止に努める考え。また、電気通信事業法関係法令及び接続約款規定との整合が確保されているか、二重チェックの体制強化を図っていく考え。

【「法第33条第2項の規定に対する違反」に至った原因及び再発防止策について】

- ・原因
接続事業者からの増設の要望が増えた後も、増設基準については依然として、接続条件ではなく、接続事業者との協議を踏まえ最終的に決定する事項と認識していた点が違反に至った原因であると考え。

- ・再発防止策
全接続事業者に共通的に適用する条件を設定する場合には、電気通信事業法関係法令及び接続約款規定との整合が確保されているか、二重チェックの体制強化を図ることで再発防止に努める考え。

10Gbit/sインタフェースの新たな網終端装置の提供について

C-20型等に係る附則の規定の延長について

審議経過

参考資料

令和2年3月19日（木）～3月26日（木）	電気通信事業部会（第104回）	諮問
同年3月27日（金）～4月24日（金）	意見招請（1回目）	
同年4月29日（水）～5月14日（木）	意見招請（2回目）	
同年5月29日（金）～6月4日（木）	接続委員会	
同年6月9日（火）～6月16日（火）	電気通信事業部会（第105回）	答申案審議

10Gbit/sインタフェースの新たな網終端装置の提供について

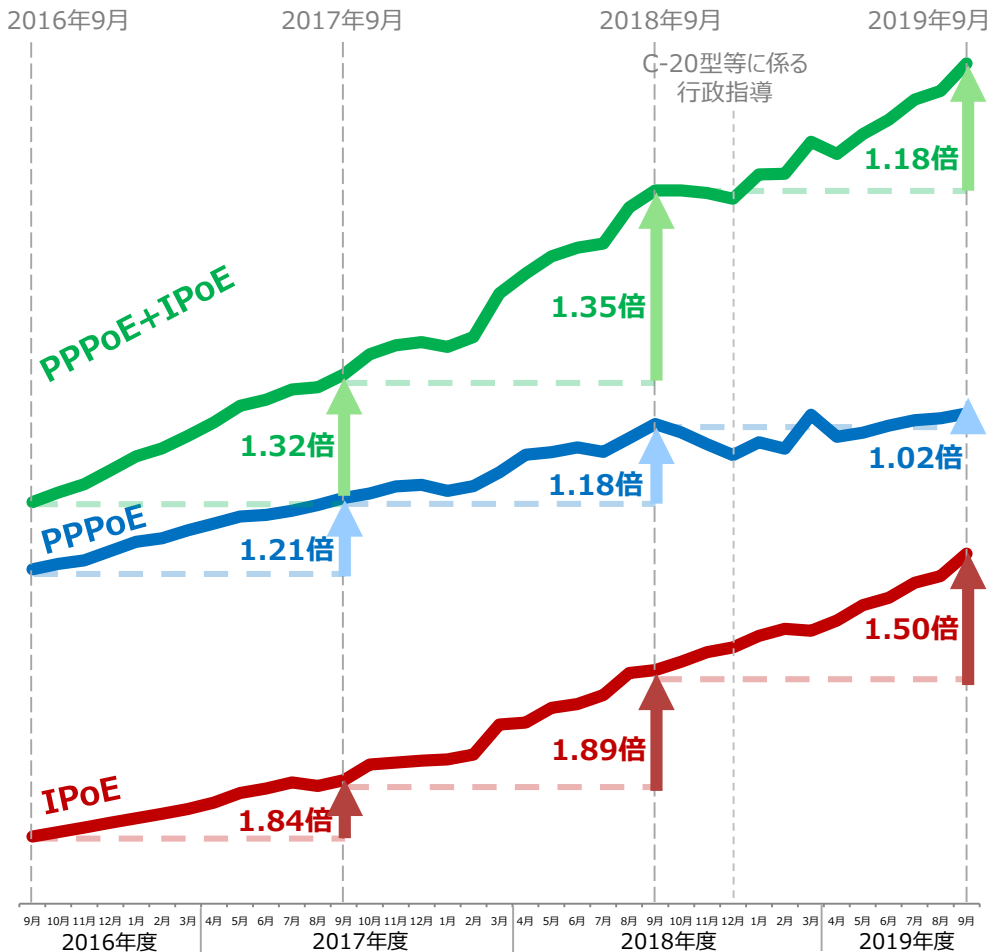
C-20型等に係る附則の規定の延長について

審議経過

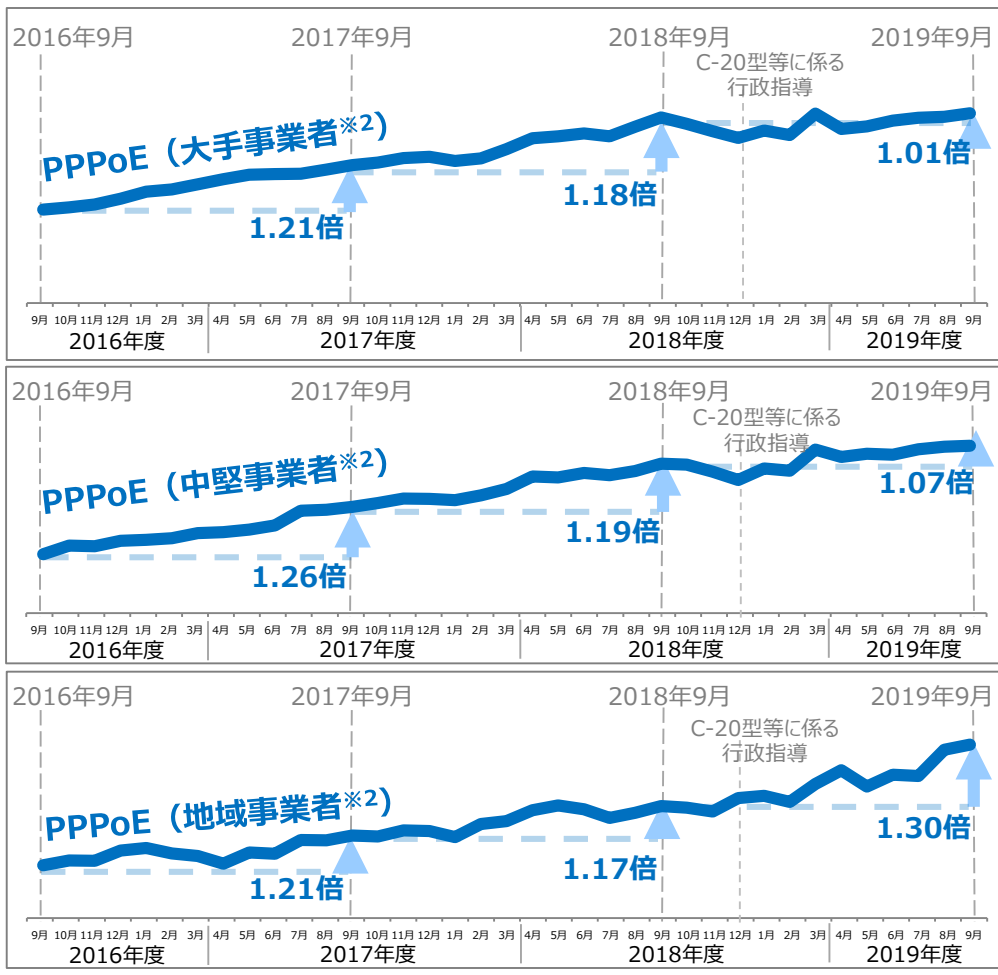
参考資料

- インターネットトラフィックは依然として増加傾向にある。
- PPPoE方式においては、大手・中堅事業者と比べて地域事業者のトラフィックが増加傾向にある。

インターネットトラフィック※1



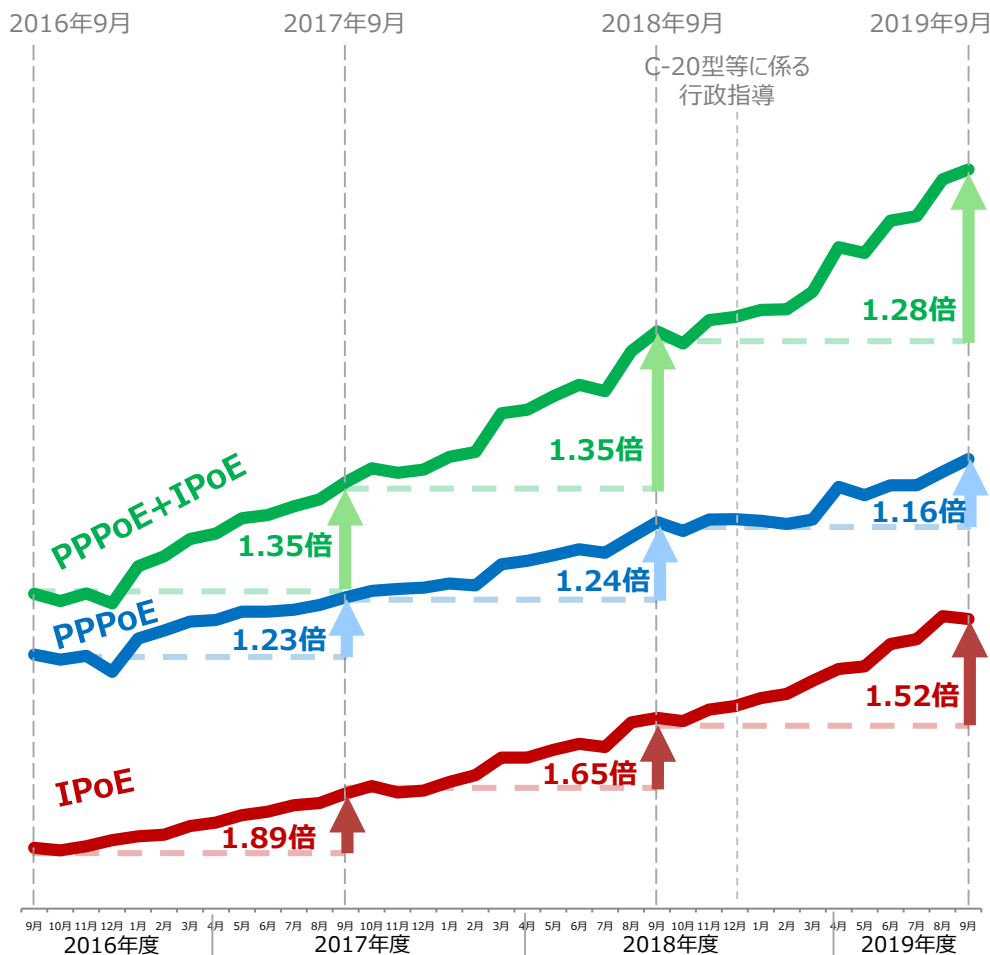
PPPoEトラフィック※1



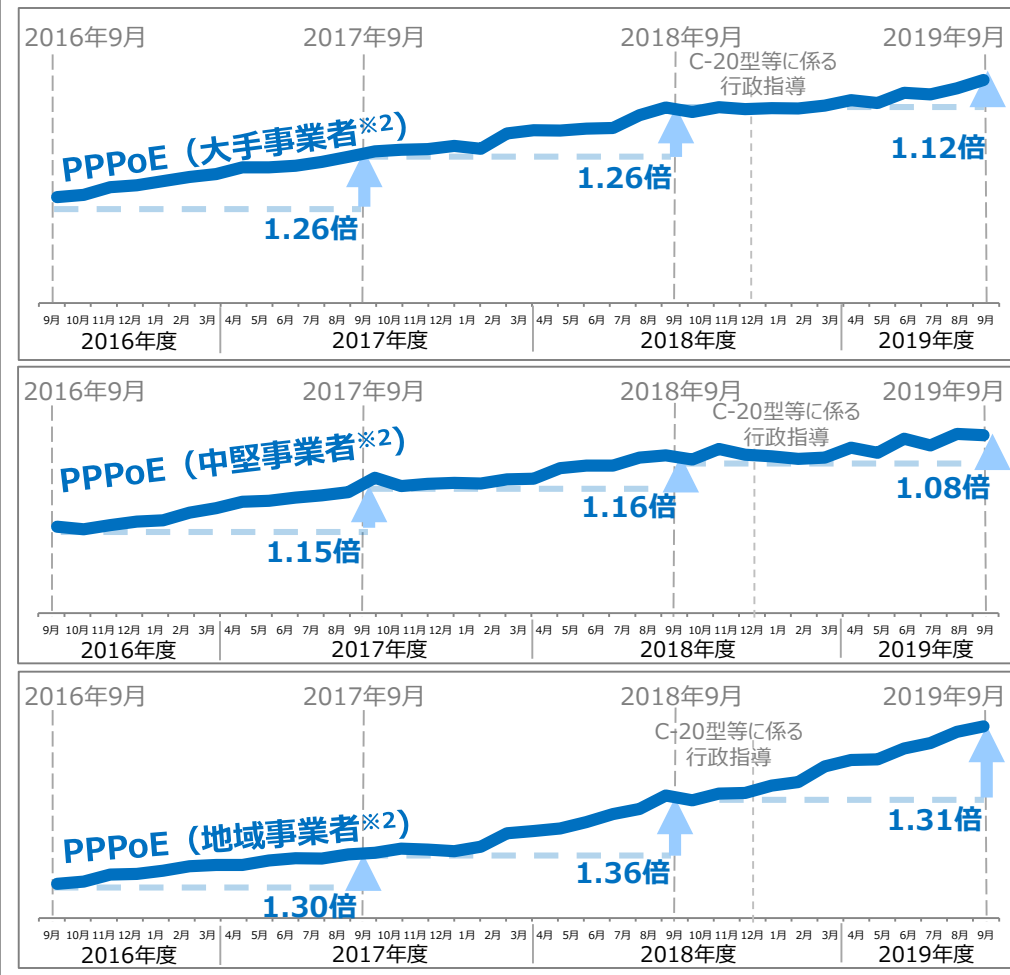
※1 NGN用網終端装置またはGWルータを疎通するダウンロードトラフィックについて、月毎の最繁時間のデータをプロットしたグラフ。
 ※2 全国提供かつIPoEを主力としている事業者を「大手事業者」、全国提供かつPPPoEを主力としている事業者を「中堅事業者」、特定エリアでのサービス提供をしている事業者を「地域事業者」と分類。

- インターネットトラフィックは依然として増加傾向にある。
- PPPoE方式においては、大手・中堅事業者と比べて地域事業者のトラフィックが増加傾向にある。

インターネットトラフィック※1

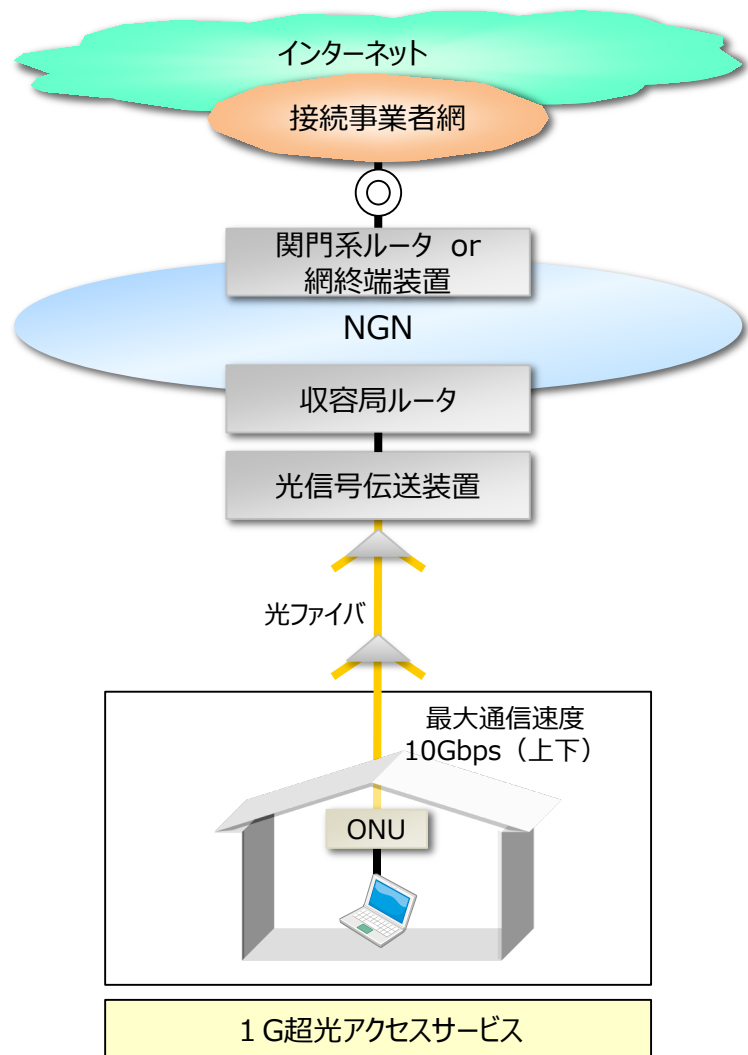


PPPoEトラフィック※1



※1 NGN用網終端装置またはGWルータを疎通するダウンロードトラフィックについて、月毎の最繁時間のデータをプロットしたグラフ。
 ※2 全国提供かつIPoEを主力としている事業者を「大手事業者」、全国提供かつPPPoEを主力としている事業者を「中堅事業者」、特定エリアでのサービス提供をしている事業者を「地域事業者」と分類。

○ NTT東日本・西日本は、令和2年4月より最大概ね10Gbit/sのFTTHアクセスサービスを提供開始。



10G光アクセスサービス (フレッツ 光クロス)	
月額利用料	6,300円 (税込 6,930円)
付加サービス	フレッツ・テレビ伝送サービス、フレッツ・キャスト フレッツ・ジョイント、リモートサポートサービス 24時間出張修理オプション 等
接続方式	IPoE IPv6 PPPoE IPv4/IPv6(対応時期:2020年10月以降、準備が整い次第)※
最大通信速度	上下概ね最大10Gbps
提供エリア	<ul style="list-style-type: none"> 東京23区の一部より順次拡大 (足立区、杉並区、江戸川区、練馬区、世田谷区、葛飾区、大田区、板橋区の一部から提供開始予定) 大阪市および名古屋市 注) 将来的なエリア拡大は検討中である旨の説明が、NTT東日本・西日本からあった。
提供開始時期	2020年4月1日 (名古屋市は2020年6月1日)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 当面、本サービスは戸建品目のみ提供 IPoEのIPアドレスの払い出しはDHCPv6-PD方式 フレッツ 光クロス対応レンタルルータ 月額500円 (税込 550円) ※

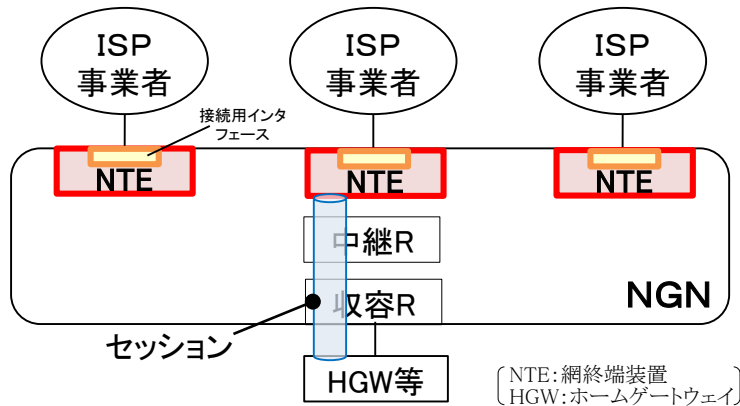
※ NTT東日本・西日本のレンタルルータ (PPPoE IPv4/IPv6に対応) の提供は、2021年2月を予定しており、それまでの期間についてはPPPoE接続が可能な市販の10Gbit/s対応宅内ルータを利用者自身で準備する等の対応が必要となる。

NGNのISP接続の方式(インターネット通信等のための接続の方式)

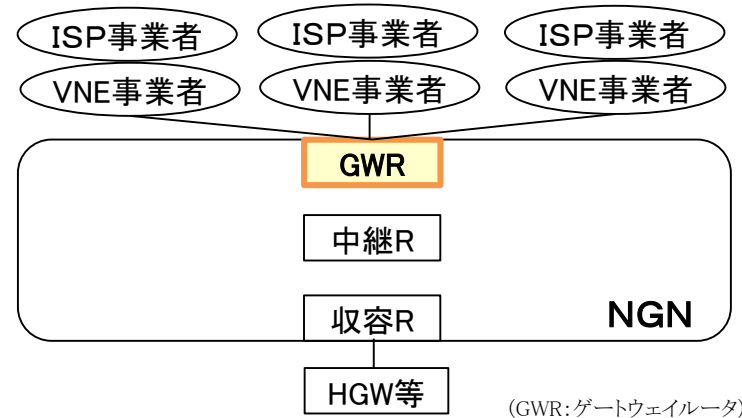
□ NTT東日本・西日本負担

□ 接続事業者負担

PPPoE接続



IPOE接続



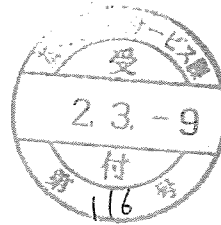
接続事業者数	・接続事業者数に制限なし(現時点で76者接続)	・接続事業者数を接続約款上16者に制限していたが、その制限は撤廃済み(平成24年に3者から拡大)(現在8者接続) ・接続事業者から約80者 ^{※1} のISP事業者に対し、卸提供等(間接利用)ただし、間接利用数は、接続事業者により大きく異なる
接続点	都道府県ごとに設置	東京、千葉、埼玉、神奈川、北関東、北関東・甲信越、東北、北海道^{※2} 大阪、兵庫、愛知、広島、福岡^{※2}
接続帯域・ポート	小容量あり	大容量のみ(小容量化については、接続事業者の具体的な要望に基づき検討)
接続用設備の費用負担	原則として、NTT東日本・西日本が費用を負担	GWRについて網使用料として接続料を設定 接続事業者が負担
接続用設備の増設	原則としてNTT東日本・西日本が増設可否を判断(増設基準)	接続事業者が自由に増設することが可能
IPアドレスの付与	インターネット用アドレスを接続事業者が付与(NGN用はNTT東日本・西日本が付与)	VNE事業者から預かったインターネット用アドレスをNTT東日本・西日本が付与
通信の管理	・インターネット用IPアドレスを用いた通信の全てを接続事業者が管理(接続事業者が完全なフィルタリング等を提供可能) ・NGN内の利用者との通信であってもインターネット用IPアドレスを用いた通信の全てが接続事業者経由	・インターネット用IPアドレスを用いた通信で接続事業者の管理できないものが生じるおそれ
網内折り返し通信	NGN利用者間の直接の通信 ^{※3} においては、インターネット用とは別のIPアドレスが必要	NGN利用者間の直接の通信 ^{※3} がインターネット用のIPv6アドレスと同じアドレスで可能
優先パケット利用	NGNの優先パケット関係機能の利用不可	NGNの優先パケット関係機能の利用が可能
その他留意事項	—	他事業者がVNE事業者に卸電気通信役務の提供又は接続を求める場合における卸役務等の①概要、②利用に係る問合せ窓口等の情報開示の手続き、③提供の請求及びその回答を受ける手続きの整備・公表の責務を接続約款で義務付け。

審査結果

(網終端装置に係る接続メニューの変更等について)

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ア)	—	変更事項なし
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)イ)	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ウ)	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)エ)	—	変更事項なし
5 施行規則第 23 条の 4 第 2 項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ)	適	【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び第 1 号の 2 に係る事項】 変更事項なし 【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号の 3 に係る事項】 閉門系ルータの増設に係る基準及び条件について、適正かつ明確に定められていると認められる。 【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号から第 12 号までに係る事項】 変更事項なし
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	—	変更事項なし
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	適	自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。



接続約款変更認可申請書

東相制第19-00118号
2020年3月9日

総務大臣
高市 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 井上 福いのうえ ふく

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表
接続料金
第1
網使用料
適用

区分	内容
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア (略) イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア)欄及びイ(7)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ)欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-1.3第2欄(ウ)欄を除きます。))に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7)～(7) (略) (イ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(イ)欄並びに2-1.3第2欄工欄

新

料金表
第1表
接続料金
第1
網使用料
適用

区分	内容
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア (略) イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア)欄及びイ(7)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ)欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-1.3第2欄(ウ)欄を除きます。))に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7)～(7) (略) (イ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(イ)欄、2-4第4欄ア欄並びに2-1.3第2欄工欄

第2 網改造料
1-1 網改造料の対象となる機能

区分	備考
(1)～(52) (略)	(略)
(53) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置(ウ)欄に定めるものを除きます。))の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合 (イ) (7)以外の場合 イ IP通信網終端装置に協定事業者との接続のためのインタフェース相当を付与する機能 ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けないもの)に限り、またIP通信網終端装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能

第2 網改造料
1-1 網改造料の対象となる機能

区分	備考
(1)～(52) (略)	(略)
(53) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置(ウ)欄に定めるものを除きます。))の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合 (イ) (7)以外の場合 イ IP通信網終端装置に協定事業者との接続のためのインタフェース相当を付与する機能 ウ IP通信網終端装置(増設基準を設けないもの)に限り、またIP通信網終端装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能

附 則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）
1～5（略）

（IP通信網との接続に係る機能の経過措置）

6 本機能は料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア（イ）欄の補完的な機能と位置付け、平成32年6月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとします。

附 則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）
1～5（略）

（IP通信網との接続に係る機能の経過措置）

6 本機能は料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア（イ）欄の補完的な機能と位置付け、令和3年6月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとします。

附 則

1 この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

2 附則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）第5項に定める機能の符号伝送が可能な速度は、1 Gbit/sまでとします。

※波下線部は、令和2年1月14日東相制第19-00094号にて認可申請中です。

技術的条件集形態 1 4 ISP 接続用ルータ接続インタフェース (IP 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式))

(略)

(インタフェース仕様)

第111条 当社網と直接協定事業者網間で使用する、インタフェース種別と利用する IP 毎のインタフェース仕様は次のとおりとします。ただし、技術的条件集別表 26 の 2 の下位層 (レイヤ 1 ~ 2) 仕様については、
2. 1. 1、2. 1. 3、2. 1. 4 又は 2. 1. 5 のいずれか 1 つを適用することとします。

インタフェース種別	利用する IP	インタフェース仕様
I O G B A S E - L R イ ン タ フ ェ ー ス	I P v 4	技術的条件集別表 26. 2 に示すとおりとします。
	I P v 6	技術的条件集別表 26. 4 に示すとおりとします。
	I P v 4 / I P v 6	技術的条件集別表 26. 2 および 26. 4 に示すとおりとします。
(略)		

(略)

技術的条件集形態 1 4 ISP 接続用ルータ接続インタフェース (IP 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式))

(略)

(インタフェース仕様)

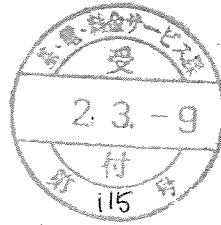
第111条 当社網と直接協定事業者網間で使用する、インタフェース種別と利用する IP 毎のインタフェース仕様は次のとおりとします。ただし、技術的条件集別表 26 の 2 の下位層 (レイヤ 1 ~ 2) 仕様については、
2. 1. 1、2. 1. 3、2. 1. 4 又は 2. 1. 5 のいずれか 1 つを適用することとします。

インタフェース種別	利用する IP	インタフェース仕様
I O G B A S E - L R / E R イ ン タ フ ェ ー ス	I P v 4	技術的条件集別表 26. 2 に示すとおりとします。
	I P v 6	技術的条件集別表 26. 4 に示すとおりとします。
	I P v 4 / I P v 6	技術的条件集別表 26. 2 および 26. 4 に示すとおりとします。
(略)		

(略)

<p>技術的条件集別表 2 6 . 2 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 トンネル方式-10GBASE-LR インタフェース)</p> <p>(略)</p> <p>2. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様 2. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様 IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠 コネクタ仕様 JIS C5973 準拠</p> <p>(略)</p> <p>3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様</p> <p>(略)</p> <p>3. 3 ルーティング方式 4. 3に規定するダイナミックルーティング</p> <p>(略)</p>	<p>技術的条件集別表 2 6 . 2 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 トンネル方式-10GBASE インタフェース)</p> <p>(略)</p> <p>2. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様 2. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様 IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠 コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠</p> <p>(略)</p> <p>3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様</p> <p>(略)</p> <p>3. 3 ルーティング方式 スタティックもしくは4. 3に規定するダイナミックルーティング</p> <p>(略)</p>
---	---

<p>技術的条件集別表 2 6. 4 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 トンネル方式-10GBASE-LR インタフェース)</p> <p>(略)</p> <p>2. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様 2. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様 IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠 コネクタ仕様 JIS C5973 準拠</p> <p>(略)</p> <p>3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様</p> <p>(略)</p> <p>3. 3 ルーティング方式 4. 3 項に規定するダイナミックルーティング</p> <p>(略)</p>	<p>技術的条件集別表 2 6. 4 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 トンネル方式-10GBASE インタフェース)</p> <p>(略)</p> <p>2. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様 2. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様 IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠 コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠</p> <p>(略)</p> <p>3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様</p> <p>(略)</p> <p>3. 3 ルーティング方式 <u>スタティックもしくは4. 3 項に規定するダイナミックルーティング</u></p> <p>(略)</p>
--	---



接続約款変更認可申請書

西設相制第000186号
2020年3月9日

総務大臣
高市 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかおおさかしちゆうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

こばやし みつよし

代表取締役社長 小林 充

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表
接続料金
第1
網使用料
1
適用

区分	内容
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア (略) イ 2-2 第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びビイ(7)欄を除きます。)、2-4 第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-1.3 第2欄(ウ欄を除きます。))に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7)～(4) (略) (イ) <u>2-2 第9欄イ欄及び第10欄イ(イ)欄並びに2-1.3 第2欄工欄</u>

新

料金表
第1表
接続料金
第1
網使用料
1
適用

区分	内容
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア (略) イ 2-2 第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びビイ(7)欄を除きます。)、2-4 第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2又は2-1.3 第2欄(ウ欄を除きます。))に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7)～(4) (略) (イ) <u>2-2 第9欄イ欄及び第10欄イ(イ)欄、2-4 第4欄ア欄並びに2-1.3 第2欄工欄</u>

第2 網改造料
1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(50) (略)	(略)	(略)
(51) I P通信網との接続に係る機能 (I P o E接続に係るものを除く)	ア I P通信網終端装置 (ウ欄に定めるものを除きます。))に協定事業者とのP P P o E接続のためのインタフェース相当を付与する機能 イ I P通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能 ウ I P通信網終端装置 (増設基準を設けないもの)に限ります。))においてP P P o E接続を行うための機能	_____

第2 網改造料
1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(50) (略)	(略)	(略)
(51) I P通信網との接続に係る機能 (I P o E接続に係るものを除く)	ア I P通信網終端装置 (ウ欄に定めるものを除きます。))に協定事業者とのP P P o E接続のためのインタフェース相当を付与する機能 (符号伝送可能な速度は10Gbit/sまでとします。)) イ I P通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能 ウ I P通信網終端装置 (増設基準を設けないもの)に限ります。))においてP P P o E接続を行うための機能 (符号伝送可能な速度は10Gbit/sまでとします。))	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

※波下線部は、令和2年1月14日西設相制第12号にて認可申請中です。

技術的条件集形態 1 4 ISP 接続用ルータ接続インタフェース (IP 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式))

(略)

(インタフェース仕様)

第111条 当社網と直接協定事業者網間で使用する、インタフェース種別と利用する IP 毎のインタフェース仕様は次のとおりとします。ただし、技術的条件集別表 26 の 2 の下位層 (レイヤ 1 ~ 2) 仕様については、
2. 1. 1、2. 1. 3、2. 1. 4 又は 2. 1. 5 のいずれか 1 つを適用することとします。

インタフェース種別	利用する IP	インタフェース仕様
I O G B A S E - L R イ ン タ フ ェ ー ス	I P v 4	技術的条件集別表 26. 2 に示すとおりとします。
	I P v 6	技術的条件集別表 26. 4 に示すとおりとします。
	I P v 4 / I P v 6	技術的条件集別表 26. 2 および 26. 4 に示すとおりとします。
(略)		

(略)

技術的条件集形態 1 4 ISP 接続用ルータ接続インタフェース (IP 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式))

(略)

(インタフェース仕様)

第111条 当社網と直接協定事業者網間で使用する、インタフェース種別と利用する IP 毎のインタフェース仕様は次のとおりとします。ただし、技術的条件集別表 26 の 2 の下位層 (レイヤ 1 ~ 2) 仕様については、
2. 1. 1、2. 1. 3、2. 1. 4 又は 2. 1. 5 のいずれか 1 つを適用することとします。

インタフェース種別	利用する IP	インタフェース仕様
I O G B A S E - L R / E R イ ン タ フ ェ ー ス	I P v 4	技術的条件集別表 26. 2 に示すとおりとします。
	I P v 6	技術的条件集別表 26. 4 に示すとおりとします。
	I P v 4 / I P v 6	技術的条件集別表 26. 2 および 26. 4 に示すとおりとします。
(略)		

(略)

<p>技術的条件集別表 2 6. 2 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 トンネル方式-10GBASE-<u>LR</u> インタフェース)</p> <p>(略)</p> <p>2. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様 2. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様 IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠 コネクタ仕様 JIS C5973 準拠</p> <p>(略)</p> <p>3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様</p> <p>(略)</p> <p>3. 3 ルーティング方式 4. 3 に規定するダイナミックルーティング</p> <p>(略)</p>	<p>技術的条件集別表 2 6. 2 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 トンネル方式-10GBASE-<u>LR</u> インタフェース)</p> <p>(略)</p> <p>2. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様 2. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様 IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠 コネクタ仕様 JIS C5973 準拠</p> <p>(略)</p> <p>3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様</p> <p>(略)</p> <p>3. 3 ルーティング方式 4. 3 に規定するダイナミックルーティング</p> <p>(略)</p>	<p>技術的条件集別表 2 6. 2 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 トンネル方式-10GBASE インタフェース)</p> <p>(略)</p> <p>2. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様 2. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様 IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠 コネクタ仕様 JIS C5973/<u>C5964-20</u> 準拠</p> <p>(略)</p> <p>3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様</p> <p>(略)</p> <p>3. 3 ルーティング方式 <u>スタティックもしくは</u>4. 3 に規定するダイナミックルーティング</p> <p>(略)</p>	<p>技術的条件集別表 2 6. 2 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv4 トンネル方式-10GBASE-<u>LR</u> インタフェース)</p> <p>(略)</p> <p>2. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様 2. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様 IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠 コネクタ仕様 JIS C5973 準拠</p> <p>(略)</p> <p>3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様</p> <p>(略)</p> <p>3. 3 ルーティング方式 4. 3 に規定するダイナミックルーティング</p> <p>(略)</p>
--	--	---	--

<p>技術的条件集別表 2 6. 4 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 トンネル方式-10GBASE-LR インタフェース)</p> <p>(略)</p> <p>2. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様 2. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様 IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠 コネクタ仕様 JIS C5973 準拠</p> <p>(略)</p> <p>3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様</p> <p>(略)</p> <p>3. 3 ルーティング方式 4. 3 項に規定するダイナミックルーティング</p> <p>(略)</p>	<p>技術的条件集別表 2 6. 4 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 トンネル方式-10GBASE インタフェース)</p> <p>(略)</p> <p>2. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様 2. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様 IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠 コネクタ仕様 JIS C5973/C5964-20 準拠</p> <p>(略)</p> <p>3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様</p> <p>(略)</p> <p>3. 3 ルーティング方式 スタティックもしくは4. 3 項に規定するダイナミックルーティング</p> <p>(略)</p>
--	--

参照条文

○ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)抄

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

- 2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第一種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額(以下この条において「接続料」という。)及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件(以下「接続条件」という。)について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 (略)
- 4 総務大臣は、第二項(第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。)の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。
 - 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
 - イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件
 - ロ 総務省令で定める機能ごとの接続料
 - ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項
 - ニ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項
 - 二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。
 - 三 接続条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。
 - 四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 5 前項第二号の総務省令で定める方法(同項第一号口の総務省令で定める機能のうち、高度で新しい電気通信技術の導入によつて、第一種指定電気通信設備との接続による当該機能に係る電気通信役務の提供の効

率化が相当程度図られると認められるものとして総務省令で定める機能に係る接続料について定めるものに限る。)は、第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によつて提供される電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して金額を算定するものでなければならない。

6～18 (略)

(審議会等への諮問)

第六十九條 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第二十一条第二項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十三条第二項の規定による接続約款の認可、同条第十項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可、第八十八条第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、第九十九条第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第一百条第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第一百六条第一項において準用する第七十九条第一項の規定による支援業務規程の認可

二～四 (略)

○ 電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)抄

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

- 一 第一種指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備の側の箇所
 - 二 第一種指定端末系伝送路設備における、き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所
 - 三 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの
 - イ 電気信号の伝送に係るもの
 - ロ 光信号の伝送に係るもの
 - 四 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所
 - 五 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール(主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。)における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所
 - 六 第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置
 - 七 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換等設備における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所
 - 八 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤
 - 九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置
 - 十 第一種指定中継交換局に設置されるイーサネットスイッチ(イーサネットのフレームを交換するための電気通信設備をいう。)
 - 十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。第二十三条の九の四第二号及び第二十四条の五第九号において同じ。)
 - 十二 信号用中継交換機(電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号(以下単に「信号」という。)の交換を行う設備をいう。)の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置
- 2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(以下この項及び第二十三条の六において「他事業者」という。)が接続の請求等を行う場合における次の事項
 - イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの
 - (1) 第一種指定電気通信設備である端末系伝送路設備の線路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況及び中継系伝送路設備の異経路構成状況その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続
 - (2) 接続の請求(光信号用の中継系伝送路設備への接続の請求を除く。)を行い当該請求への回答(当該請求に即応ができない旨のものである場合には当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。)を受ける手続(当該請求に係る現用していない電気通信設備が

ないために当該請求に即応ができない旨の当該回答に関する確認のための施設への立入りの手続を含む。)

- (3) 光信号用の中継系伝送路設備への接続の請求を行い当該請求への回答(当該請求に即応ができない旨のものである場合には当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。)を受ける手続(当該請求に係る現用していない電気通信設備がないために当該請求に即応ができない旨の当該回答に関する確認のための施設への立入りの手続を含む。)であつて、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその光信号用の中継系伝送路設備を利用することとした場合の手続と同一のもの

(4) 接続協定の締結及び解除の手続

ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間(電気通信回線を通じて当該情報を他事業者の閲覧に供する措置がとられている場合を除く。)

ハ 接続の請求の日から当該請求への回答を受け接続が開始される日までの標準的期間

- 一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。)との接続(第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。)の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項(前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。)

イ 他事業者が特定接続の請求等を行う場合の手続であつて、次に掲げる事項を含むもの

(1) 特定接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

(2) 特定接続の請求を行い当該請求への回答(当該請求に即応ができない旨のものである場合には、当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。)を受ける手続

(3) 特定接続に関する協定の締結及び解除の手続

ロ 特定接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間(電気通信回線を通じて当該情報を他事業者の閲覧に供する措置がとられている場合を除く。)

ハ 特定接続の請求の日から当該請求への回答を受け特定接続が開始される日までの標準的期間

- 一の三 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第二条第二項第六号の二に規定する関門系ルータの増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項

- 二 他事業者が接続(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。)に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用の請求等を接続に関して行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 他事業者が接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報の開示を他事業者が受ける手続

(2) 他事業者が接続に必要な装置の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求し当該検討の結果の回答(当該設置を拒否するものである場合にはその合理的な理由を含む。)を受ける手続(他事業者による当該設置の請求に係る建物への立入り(当該設置に応じる場合の当該回答及び当該設置のための場所がないために当該設置を拒否する旨の当該回答に関する確認のための立入りを含む。)の手続を含む。)

- (3) 他事業者が工事又は保守を行う場合の手続
- (4) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合にあつては、工事又は保守に他事業者が立会いをする手続
- ロ 他事業者が接続に必要な装置の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求した日から当該検討の結果の回答を受け当該回答に係る設置の工事が始まる日までの標準的期間(当該回答が接続に必要な装置の設置を拒否するものであるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)
- ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事を行う場合にあつては、工事の標準的期間(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)
- ニ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路、とう道又は電柱等の場所に関して他事業者が負担すべき次に掲げる金額
 - (1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法(自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)に準じて計算される金額
 - (2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額(合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等)を基礎として接続料の原価及び利潤の算定方法(自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)に準じて計算される金額
- ホ イ(1)の情報の開示を受ける場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)
- ヘ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合にあつては、工事又は保守に関して他事業者が負担すべき金額
- ト その他他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の当該他事業者が負担すべき金額及び条件
- チ 他事業者が接続に必要な装置を設置することが困難な場合であつて、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講ずる当該装置又はこれに代わる装置の設置を可能とする措置の適用について他事業者が請求等を行うときにおける手続、他事業者が負担すべき金額その他当該措置を受けるに当たつての条件
- 三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線設備(共同住宅等(一戸建て以外の建物をいう。)に設置される設備(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く。)に限る。)を他事業者が利用する場合における次の事項
 - イ 他事業者が工事を行う場合の手続
 - ロ 他事業者が負担すべき金額
 - ハ その他他事業者が利用する場合の条件
- 四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤

の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。)

五 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項(第二十三条の六第二号に定めるものを除く。)

六 重要通信の取扱方法

七 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式(光信号用の中継系伝送路設備については、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその光信号用の中継系伝送路設備を利用することとした場合の様式と同一のものとする。)

八 他事業者との協議が調わないときの法第一百五十四条第一項若しくは第一百五十七条第一項のあつせん又は法第一百五十五条第一項若しくは第一百五十七条第三項の仲裁による解決方法

九 光信号端末回線伝送機能(第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表一の項に規定するものをいう。)であつて光信号分離装置(通信用建物外に設置されるものに限る。以下この号において同じ。)を用いて光信号伝送用の回線により通信を伝送するものを使用する場合にあつては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が一の光配線区画(一の光信号分離装置に収容し得る光信号伝送用の回線(加入者側終端装置と接続するものに限る。以下この号において同じ。))を利用することができる区域で、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設定するものをいう。)において、光信号伝送用の回線を各電気通信事業者の光信号分離装置に収容する際現に当該電気通信事業者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装置に光信号伝送用の回線を収容する条件

十 番号ポータビリティ機能(第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表二の項に規定するものをいう。)の接続料について、同令第十五条の二ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項

十の二 特定の packets について優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能(以下「優先 packets 機能」という。)に関する次の事項

イ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が策定するネットワーク管理の方針(優先 packets 機能に係る通信量に関する基準を含む。)であつて、次の要件を満たすもの

(1) 通信の秘密の確保に支障がないこと。

(2) 当該電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。

(3) その他当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。

ロ 他事業者による優先 packets 機能の利用に当たり第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該他事業者の情報提供を求める場合における次の事項

(1) 情報の範囲

(2) 情報の提供を求める手続

十一 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十二 有効期間を定めるときは、その期間

- 3 前項第一号(1)、第一号の二イ(1)及び第二号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

○ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)抄

(遵守義務)

第三条 事業者は、機能ごとの接続料に関してこの省令を定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

(機能)

第四条 法第三十三条第四項第一号口の総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分		内容	対象設備
一端 末回線 伝送機能	一般帯域 透過端末 回線伝送 機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。)	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。) (加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)
	特別帯域 透過端末 回線伝送 機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及びき線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間を伝送するものを除く。)	
	帯域分割 端末回線 伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するものに限る。)	
	光信号端 末回線伝 送機能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)により通信を伝送する	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を

	機能	除く。)に限る。)
総合デジタル通信端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)により通信を伝送する機能(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送するものであって、専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。)	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を含む。)
その他端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの及び光信号伝送用の回線(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。))を除く。)により通信を伝送する機能(総合デジタル通信端末回線伝送機能を除く。)	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものを除く。)(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を含む。)
二 端 末系交 換機能	端末系ルータ交換機能	一般第一種指定收容ルータにより通信の交換を行う機能(この項の一般收容ルータ優先パケット識別機能を除く。)
	一般收容ルータ優先パケット識別機能	一般第一種指定收容ルータにおいて特定の packets を識別する機能
	加入者交換機能	第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能(この項の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。)
	信号制御交換機能	第一種指定加入者交換機において特定の電気通信番号を識別し、信号用伝送路設備を介して伝送される信号
		第一種指定加入者交換機(第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。)

	により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能
優先接続機能	電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能
番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ(利用者が、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができることをいう。)を実現するため、第一種指定加入者交換機において、第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接收容された固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。)又は当該他の電気通信事業者が設置する交換等設備を識別する機能
加入者交換機専用トランクポート機能	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定加入者交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能
加入者交換機共用トランクポート機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。)を第一種指定加入者交換機に收容する装置におい

		て、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
三 折返し通信路設定機能		端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、第一種指定加入者交換機に收容されている特定の端末系伝送路設備を識別して、当該端末系伝送路設備への通信路の設定を行う機能	Iインタフェース加入者モジュール又はこれに相当する設備
三の二 光信号電気信号変換機能		第一種指定市内交換局に設置される光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能	光信号電気信号変換装置(第一種指定市内交換局に設置されるものに限る。)
三の三 光信号分離機能		第一種指定市内交換局に設置される光信号分離装置により利用者の電気通信設備の側に光信号の分離を行う機能	光信号分離装置
四 市内伝送機能		第一種指定加入者交換機間の通信を伝送する機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備(第一種指定中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)及び第一種指定中継交換機(第一種指定市内伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備又は信号用伝送装置との間に設置される伝送装置等を含む。)
五 中継系交換機能	関門系ルーター交換機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルーターで接続する場合における当該関門系ルーターにより通信の交換を行う機能	関門系ルーター
	中継交換機能	第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能(この項の中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。)	第一種指定中継交換機(第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれ間に設置される伝送装

	中継交換機専用トランクポート機能	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定中継交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	置等を含む。)
	中継交換機共用トランクポート機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。)を第一種指定中継交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
五の二	音声パケット変換機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門交換機で接続する場合における音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	メディアゲートウェイ
六 中継伝送機能	中継伝送共用機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)により通信を伝送する機能(特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能を除く。)	第一種指定中継系伝送路設備等であって、第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置されるもの(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)及び第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの(第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。)
	中継伝送専用機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)により通信を伝送する機能と同等のもので、特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能	

	中継交換機接続伝送専用機能	第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備(第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。)により当該他の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能(中継伝送専用機能を除く。)	
	一般光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝送用の回線(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等(波長分割多重装置を含む。))を除く。)に限る。)により通信を伝送する機能	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝送用の回線(中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等(波長分割多重装置を含む。))を除く。)に限る。)
	特別光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝送用の回線(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を除き、波長分割多重装置を含む。)に限る。)により通信を伝送する機能	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝送用の回線(中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を除き、波長分割多重装置を含む。)に限る。)
六の二	一般中継系ルータ交換伝送機能	一般第一種指定中継系ルータ設備等(関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、関門系ルータ又はメディアゲートウェイと関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定收容ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。)により通信の交換及び伝送を行う機能(特定の packets について優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。)	一般第一種指定中継系ルータ設備等
	特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定收容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信

		設備(交換設備を除く。)
六の三 イーサネットフレーム伝送機能	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	イーサネットスイッチ及び当該イーサネットスイッチに係る伝送路設備
七 通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能(第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。)	通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)及び当該交換等設備に係る伝送路設備
八 信号伝送機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
九 SIPサーバ機能	一般第一種指定收容ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	一般第一種指定收容ルータと連携するSIPサーバ
十 番号案内機能	電気通信番号の案内を行う機能	番号案内データベース及び番号案内装置
十一 削除		
十二 公衆電話機能	公衆電話機から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる機能	公衆電話機
十三 端末間伝送等機能	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられているものと同等の機能	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられている設備
十四 クロック提供機能	クロック提供装置によりクロック(電気通信設備間における電気通信信号の同期をとるための信号)を提供する機能	クロック提供装置

備考

- 一 表一の項の光信号端末回線伝送機能及び表六の項の一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能は、帯域が制限される場合におけるものと制限されない場合におけるものとで区分を行うものとする。
- 二 表二の項の加入者交換機能においては、次に掲げる機能を含むものとする。
 - イ 事業者が他の電気通信事業者の利用者料金を回収し、当該利用者料金から他の電気通信事業者が事業者を支払うべき接続料を相殺し精算している場合において、利用者料金と接続料とを分離して計算する機能
 - ロ 第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の交換設備との間の伝送路設備を用いて伝送することが困難な場合に第一種指定中継交換機を経由して当該第一種指定加入者交換機と当該他の電気通信事業者の交換設備との間で伝送を行うことを可能とする機能
- 三 表六の項の機能(中継伝送共用機能を除く。)は、対象設備が事業者の建物内に設置される場合におけるものと建物外に設置される場合におけるものとで区分を行うものとする。

(法第三十三条第五項の機能)

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能(以下「法第三十三条第五項機能」という。)は、前条の表二の項の機能(加入者交換機能(同表備考二のイに掲げる機能を除く。)、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。)、四の項の機能、五の項の機能(中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。)、六の項の機能(中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。))及び八の項の機能とする。

(原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用)

第七条 事業者は、法第三十三条第五項機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の法定機能に係る接続料にあつては第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。)に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び利潤を算定しなければならない。

(接続料の原価及び利潤)

- 第八条 一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤は、一般法定機能ごとに、当該一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。
- 2 一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間は、一年とする。ただし、次に掲げる場合は、一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。
 - 一 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が一般法定機能(法第三十三条第五項機能を除く。)を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものである場合
 - 二 前号以外の場合であつて、接続料の急激な変動を緩和する必要があるとき。
 - 3 特別法定機能に係る接続料の原価及び利潤は、当該特別法定機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金から、当該電気通信役務に関する料金の原価(営業費、減価償却費、諸税及び報酬に相当する費用に限る。以下この項において同じ。)に対して営業費から接続会計規則別表第二様式第四の設備

区分別費用明細表に記載される費用に相当するものを差し引いたものが占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乗じた額を差し引いて算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者の選択により、事業者が、当該他の電気通信事業者との間における接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整の業務を行う場合にあっては、算定して得た額に、当該業務に係る費用の料金の原価に占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乗じた額を合算して算定することができる。

(第一種指定設備管理運営費の算定)

第九条 一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

2 前項の費用は、法第三十三条第五項機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第二項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合における一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同表様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

(第一種指定設備管理運営費の算定の特例)

第十条 前条の規定にかかわらず、対象設備等が法第三十三条第五項機能に係る設備以外の設備である場合であつて、当該対象設備等が帰属する設備区分が接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表において独立した設備区分として整理されていないときは、第一種指定設備管理運営費の額は、次に掲げる式により計算することができる。この場合において、対象設備等が法定耐用年数経過後において更改されていないときは、当該対象設備等の取得固定資産価額から残存価額を減じた差額を法定耐用年数で除して得た額を控除するものとする。

第一種指定設備管理運営費＝第九条の規定により算定される当該一般法定機能と類似の機能(以下「類似機能」という。)に係る第一種指定設備管理運営費(減価償却費相当額を除く。)×(対象設備等の取得固定資産価額／類似機能に係る第一種指定設備管理運営費の算定の対象となる設備の取得固定資産価額)＋((対象設備等の取得固定資産価額－対象設備等の残存価額)／法定耐用年数)

2 前項の取得固定資産価額は、合理的な予測に基づき算定された対象設備等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等とする。

3 第一項の類似機能に係る第一種指定設備管理運営費の算定の対象となる設備の取得固定資産価額は、接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の取得価額を基礎として算定された額とする。

(他人資本費用)

第十一条 第四条に規定する機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝第四条に規定する機能に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利率

2 第四条に規定する機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

第四条に規定する機能に係るレートベース＝(対象設備等の正味固定資産価額×(1＋繰延資産比率＋投資等比率＋貯蔵品比率)＋運転資本)×原価の算定期間

3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接

続会計規則 別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書に規定する機能の対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則 別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

- 4 第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則 別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則 別表第二様式第一に記載された固定資産の額から同様式に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。
- 5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。ただし、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては、「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）」とあるのは「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）」と読み替えるものとする。
運転資本＝対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）×（第四条に規定する機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数/三百六十五日）
- 6 第一項の他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する。
- 7 第一項の他人資本利率は、社債及び借入金（以下「有利子負債」という。）に対する利率並びに有利子負債以外の負債の利率相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。
- 8 前項の有利子負債に対する利率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。
- 9 第七項の有利子負債以外の負債に対する利率相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値とする。

（他人資本費用）

第十一条 一般法定機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝当該一般法定機能に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利率

- 2 一般法定機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

当該一般法定機能に係るレートベース＝（対象設備等の正味固定資産価額×（1＋繰延資産比率＋投資等比率＋貯蔵品比率）＋運転資本）×原価及び利潤の算定期間

- 3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として、算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合における一般法定機能の対象設備等の正味固定資産価額は、同表様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。
- 4 第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占め

る比率並びに電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された固定資産の額から同表様式第一に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

- 5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。ただし、法第三十三条第五項機能に係る同式の適用については、同式中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。)」とあるのは、「対象設備等の第一種指定設備管理運営費(減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。)」とする。

運転資本＝対象設備等の第一種指定設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。)×(一般法定機能の提供から当該一般法定機能に係る接続料の収納までの平均的な日数／三百六十五日)

- 6 第一項の他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する。
- 7 第一項の他人資本利率は、社債、借入金及びリース債務(以下「有利子負債」という。)に対する利率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。
- 8 前項の有利子負債に対する利率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。
- 9 第七項の有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値とする。

(調整額)

第十二条の二 一般法定機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める式により計算する。

- 一 当期算定方式が第一号将来原価等方式である場合

調整額＝0

- 二 当期算定方式が第二号長期将来原価等方式である場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める式

- イ 前期算定方式が第一号将来原価等方式である場合

調整額＝0

- ロ 前期算定方式及び前々期算定方式が実績原価等方式である場合

調整額＝前期費用収入間予測差額＋前々期費用収入間差額

- ハ 前期算定方式及び前々期算定方式が第二号長期将来原価方式又は実績原価等方式である場合(ロに掲げる場合を除く。)

調整額＝前期費用収入間予測差額＋前々期差額実績予測間差分

- ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合

調整額＝前期費用収入間予測差額

- 三 当期算定方式が実績原価等方式である場合 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定める式

- イ 前期算定方式が第一号将来原価等方式である場合

調整額＝0

ロ 前期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合であって、前々期算定方式が第一号将来原価等方式であるとき

調整額＝前期費用収入間予測差額

ハ 前期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合(ロに掲げる場合を除く。)

調整額＝前期費用収入間予測差額＋前々期差額実績予測間差分

ニ 前期算定方式が実績原価等方式である場合であって、前々期算定方式が第一号将来原価等方式であるとき

調整額＝0

ホ 前期算定方式が実績原価等方式である場合であって、前々期算定方式が第二号長期将来原価方式であるとき

調整額＝前々期差額実績予測間差分

ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合

調整額＝前々期費用収入間差額

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第一号将来原価等方式 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する方式又は第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価及び利潤を算定する方式をいう。

二 第二号長期将来原価方式 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する方式であって、当該原価及び利潤の算定期間が一年を超えるものをいう。

三 実績原価等方式 接続料の原価及び利潤を算定する方式であって、前二号に掲げる方式以外のものをいう。

四 当期算定方式 前項の規定により計算しようとする調整額がその原価及び利潤に算入される接続料が設定される算定期間における当該接続料の算定方式の種類をいう。

五 前期算定方式 前期算定期間(前号に規定する算定期間の直前の算定期間をいう。以下この項において同じ。)において設定される接続料の算定方式の種類をいう。

六 前々期算定方式 前々期算定期間(前期算定期間の直前の算定期間をいう。第九号において同じ。)において設定される接続料の算定方式の種類をいう。

七 前期費用収入間予測差額 前期算定期間における費用の額(前年度の費用(第一種指定設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額であって、前項の規定により調整額を算定する機能に係るものをいう。次号及び第九号において同じ。))は、合理的な予測に基づき計算するものとする。)と前期算定期間における接続料の原価及び利潤に算入された調整額との合計額から、前期算定期間における接続料収入の額(前年度の需要は、合理的な予測に基づき計算するものとする。)を減じた額をいう。

八 前々期差額実績予測間差分 前々期算定期間における費用(実績値に基づくものとする。次号において同じ。)の額から前々期算定期間における接続料収入(実績値に基づくものとする。次号において同じ。)の額を減じた額から、前々期算定期間における費用(前期算定期間において設定された接続料の原価及び利潤に算入された調整額の計算に用いられたものとする。)の額から前々期算定期間における接続料収入(前期算定期間において設定された接続料の原価及び利潤に算入された調整額の計算に用いられたものとする。)の額を減じた額を減じた額をいう。

九 前々期費用収入間差額 前々期算定期間における費用の額と前々期算定期間における接続料の原価及び利潤に算入された調整額との合計額から、前々期算定期間における接続料収入の額を減じた額をいう。

(利益対応税)

第十三条 第四条に規定する機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

利益対応税 = (自己資本費用 + (有利子負債以外の負債の額 × 利子相当率)) × 利益対応税率

2 前項の利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

(接続料設定の原則)

第十四条 接続料は、一般法定機能ごとに、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する一般法定機能ごとの通信量等の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

(利用者料金との比較による接続料の水準の調整)

第十四条の二 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務(卸電気通信役務を除く。)に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によっては接続料の水準を設定することが困難な場合(第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。)は、この省令の他の規定(同条ただし書の規定を除く。)により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。

(端末系交換機能等の接続料)

第十五条

1・2 (略)

3 第四条の表二の項の一般収容ルータ優先パケット識別機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項の機能(帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。)、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能(中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。)、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。

- 2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、それぞれ細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項の機能(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

- 2 第四条の表一の項の一般帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価及び利潤の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)で除して得た額をもつて設定するものとする。
- 3 第四条の表一の項の特別帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)で除して得た額をもつて設定するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)が零である場合にあつては、第四条の表一の項の特別帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額(き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもつて設定するものとする。

(端末間伝送等機能に係る接続料)

第十八条 第四条の表十三の項の機能に係る接続料は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金と同様の単位を基本として設定するものとする。

(通信量等の記録)

第十九条

1～5 (略)

(接続料の再計算の期間)

第二十条 法第三十三条第十四項の総務省令で定める期間は、一年間とする。

(接続料の再計算)

第二十一条 事業者は、法第三十三条第十四項の規定により再計算した接続料を、法第三十三条第五項機能に係るもの並びに第八条第二項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定した一般法定機能に係るものにあつては再計算後直ちに、その他の一般法定機能に係るものにあつては毎事業年度経過後七月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて総務大臣に報告しなければならない。

○ 電気通信事業法関係審査基準(平成十三年一月六日 総務省訓令第七十五号)抄

第九章 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款又は接続協定の認可・変更の認可

(趣旨)

第14条 法第33条第2項の規定による第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款又は法第33条第10項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(審査基準)

第15条 認可は次の各号(協定の認可を行うに当たっては、(1)ア及びイを除く。)のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

(1) 法第33条第4項第1号関係

次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

ア 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件

イ 接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条で定める機能ごとの接続料

ウ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

エ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

オ 施行規則第23条の4第2項で定める事項

(2) 法第33条第4項第2号関係

接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。

(3) 法第33条第4項第3号関係

接続の条件が第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利でないこと。

(4) 法第33条第4項第4号関係

特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

○ 接続に関する議事手続規則(平成二十年 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第六号)抄

(目的)

第一条 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(以下「部会」という。)が、電気通信事業法第六十九条に規定する諮問事項のうち、接続等に関する事項の調査審議を行う場合の議事の手続については、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則(平成十五年郵政行政審議会決定第一号。以下「議事規則」という。)を準用するほか、この規則の定めるところによる。

(接続に関する総務省令の制定等及び第一種指定電気通信設備に関する処分等の調査審議)

第二条 部会長は、次に掲げる事項の調査審議を行う場合は、議事規則第四条の規定による意見の聴取を行わなければならない。ただし、軽微な案件であつて、部会が意見の聴取を要しないと認めるものについては、この限りでない。

- 一 接続に関する総務省令の制定、変更又は廃止
 - 二 第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備の指定
 - 三 第一種指定電気通信設備に関する接続約款に関する認可
 - 四 第一種指定電気通信設備との接続に関する接続協定(裁定によって定められた接続料及び接続の条件によるものを除く。)に関する認可
 - 五 第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加の計画の変更の勧告
- 2 部会長は、前項の規定により意見を聴取しようとするときは、意見の提出期限の二週間前までに、次に掲げる事項(前項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項の調査審議を行う場合その他部会長が再意見を聴取しないことについて適当と認める場合にあっては、第三号に掲げる事項を除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公告しなければならない。
- 一 総務省令案、指定案、接続約款案、接続協定案又は勧告案並びに接続料の算出の根拠に関する説明その他案の理由又は根拠を記載した書類
 - 二 意見の提出先及び提出期限
 - 三 再意見(他の利害関係人が提出した意見に対する意見をいう。以下同じ。)の提出先及び提出期限
- 3 部会長は、前項の規定により公告する事項を総務省ホームページへの掲載、事業者団体への通知、報道発表その他の方法により周知に努めなければならない。
- 4 意見又は再意見を提出しようとする者は、別記様式の意見書又は再意見書に、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)を添えて行うことができる。
- 5 部会長は、意見書及び再意見書を公衆の閲覧に供しなければならない。
- 6 部会長は、意見の提出期限から再意見の提出期限までは、相当な期間をおかななければならない。
- 7 部会は、意見の聴取に係る議題の審議に当たり、聴取した意見及び再意見を参考としなければならない。

(答申)

第三条 電気通信事業法第六十九条に規定する諮問事項のうち、接続等に関する事項についての答申書は、結論の理由並びに参考とした資料に対する判断及びその理由の要旨を付記するものとする。